

(6) 施策評価表

施策 1 1 1

防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成したものの、活動指標で未達成の項目があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	1.00	45.0%	50.0%	
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合					
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、「三重県緊急地震対策行動計画」の目標項目に掲げる「避難計画に基づく避難訓練の促進」に市町や地域と連携して集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成 25 年度においては、2%の向上をめざし目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進 (防災対策部)	新地震・津波対策行動計画の進捗率	—	—	—	20%	100%
11102 災害対応力の充実・強化 (防災対策部)	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	5回	7回	1.00	6回	8回
11103 「協創」による地域防災力の向上 (防災対策部)	自主防災組織の実践的な訓練実施率	23.1%	29.0%	未確定	36.0%	50.0%
			集計中			

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (防災対策部)	県防災情報メール配信サービスの登録者数		40,000人	0.96	42,000人	50,000人
		36,000人	38,500人			
11105 災害医療体制の整備 (健康福祉部医療対策局)	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	0.96	68.6%	82.9%
		62.9%	68.6%			
11106 安全な建築物の確保 (県土整備部)	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	0.99	86.4%	90.0%
		82.2%	83.7%			
11107 緊急輸送ルート の整備 (県土整備部)	緊急輸送道路*に指定されている 県管理道路の改良率		91.2%	1.00	91.2%	94.5%
		91.2%	91.2%			
11108 消防力向上への支援 (防災対策部)	消防設備等の充足率		83.3%	0.995	83.5%	84.0%
		82.8%	82.9%			
11109 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)	高圧ガス等施設における 事故発生防止率		100.0%	0.996	100.0%	100%
		99.6%	99.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	7,062	6,791	4,321		
概算人件費		848			
(配置人員)		(94人)			

平成 24 年度の取組概要

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- 三重県地域防災計画、三重県石油コンビナート等防災計画、三重県水防計画の修正事項について審議するため、「三重県防災会議」及び「三重県石油コンビナート等防災本部員会議」を合同で開催
- 「三重県地域防災計画（震災対策編）」の抜本的な見直し及び同計画の具体的な中期計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」、県北勢地域における広域防災拠点のあり方等を検討するため、有識者等で構成する3つの三重県防災会議専門部会を設置。防災・減災対策検討会議：5回開催、被害想定調査委員会：2回開催、広域防災拠点施設等構想検討委員会：4回開催
- 南海トラフを震源域とする大規模地震・津波への対策を推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議」（以下「9県知事会議」という。）を通じ、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定など、国等に対する政策提言を実施（6回）
- 平成 23 年度に見直した本庁の災害対策本部体制との整合を図り、地域機関の見直し状況もふまえ、地方災害対策部組織の見直しを実施
- 大規模災害に備えるため、全国知事会等と連携し、広域的な災害支援体制についての協議を実施。全国知事会、近畿2府7県（関西広域連合と連携県）において、災害時応援協定の見直しを実施するとともに、中部9県1市で実施細目の見直しを実施

- ・ 県と市町の災害時広域支援体制を実効あるものにするため、「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行い人的派遣の仕組み等を整備するとともに、実施細目を策定
- ・ 三重県東日本大震災支援本部の運営を通じて全庁的に連携した支援体制を確保し、関係機関やNPO団体等と連携して、被災地に対する支援や県内避難者への情報提供を実施
- ・ 県民5,000人を対象した「防災に関する県民意識調査」を実施。有効回答率59.4%（2,971人）
- ・ 三重県ライフライン企業等連絡会議を3月に開催し、地域防災計画の見直しに反映させるため、意見交換を実施
- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」の目標達成に向け、地域減災力強化推進補助金により、市町が緊急かつ集中的に実施する避難対策を重点的に支援
- ・ 東日本大震災で明らかになった避難に関する課題に対応するため、「津波避難に関する三重県モデル」の構築及び「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定を実施

【災害対応力の充実・強化】

- ・ 総合防災訓練（実動訓練）として、三重県・鈴鹿市総合防災訓練、三重県・鳥羽市合同防災訓練を実施するとともに、図上訓練として、災害対策本部の統括部機能別訓練を4回、統括部運営訓練を2回（うち1回は警報発表により中止）、総合運営訓練を1回実施。また、多数傷病者発生災害対応訓練を1回、4県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練を1回実施
- ・ 防災ヘリコプターに対する出動要請（救急搬送、救助（山岳、水難等）、火災防御、災害応急対策活動等）を受け、69件（25年3月現在）の緊急事案に対応。（内訳：救急搬送21件、山岳24件、水難12件、火災防御3件、災害応急対策活動2件、転院搬送7件）
- ・ 「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、「広域防災拠点のあり方」と「北勢拠点の候補地」を検討。「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」を策定。また、防災ヘリコプター運航基地の現況調査を実施
- ・ 三重県国民保護計画に基づく有事への対応を迅速かつ的確に実施するため、本県としては初の国民保護共同実動訓練を実施
- ・ 平成23年9月の紀伊半島大水害による被災世帯を対象に市町が実施する被災者の生活再建支援に要する経費の一部を補助（対象市町：津市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、大台町、度会町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）
- ・ 大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けて、道路啓開マップを策定。国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化に着手

【「協創」による地域防災力の向上】

- ・ 平成24年度は、これまで未実施であった3市町を含む17市町で図上訓練の実施支援を行い、県内全29市町において図上訓練の実施を達成。他にも、地域でのタウンウォッチング、防災すごろく・タブレット等を活用した啓発、HUG⁺（避難所運営ゲーム）による啓発、出前トーク153回を実施
- ・ 地域別防災研修を6県民センター（四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野）で実施
- ・ 三重、和歌山、徳島、高知の自主防災組織が一堂に会する4県連携自主防災組織交流大会（三重県自主防災組織交流会）を開催。また、市町単位の自主防災組織連絡協議会の設置及び活動支援を県内全市町で実施
- ・ 災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等と新たに17の協定や覚書を締結
- ・ メディアによる啓発活動として、三重テレビ「レッツ！防災」を週3回50週（同内容を県内ケーブルテレビ9局でも週1回以上46週）、FM三重「る・る・る防災みえ」を週2回52週、東

海ラジオ・CBCラジオ「こんにちは三重県です」を月1回10ヶ月、放映・放送

- ・ 「三重県新地震・津波対策行動計画（中間案）」に関する県民からの意見を聞く場として、伊賀市で「防災フォーラム」を開催
- ・ 民間団体と締結した「災害用物資（白い小箱）を活用した防災活動に関する協定」に基づく防災啓発活動（キャラバン）を県内19市町で実施
- ・ 三重大学と連携し、防災関連人材の育成を実施。女性防災人材育成：53名受講、さきもりジュニアの育成（高校生対象）：9名受講、自主防災組織リーダー研修：9回開催、地域防災企業力活用事業：シンポジウム1回・地域別研修5回開催、みえ防災コーディネーター*スキルアップ研修：22回開催、みえ防災コーディネーター育成講座：81名育成、自主防災組織活性化支援事業：90組織

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ・ 平成23年度からの3ヵ年事業で衛星系防災行政無線の更新事業を実施。平成24年度は更新内容の一部を見直し、東日本大震災と同等規模の地震を想定した津波対策を実施
- ・ 県民の早期避難行動を促すため、「防災みえ.jp」の防災情報メール配信サービスに平成24年5月から県管理河川の水位情報を追加するとともに、ホームページで県内全域の避難準備情報、避難勧告、避難指示及び避難所開設状況を一覧で表示できるように改善
- ・ 電話とメール配信を組み合わせた高速化・多様化技術を使い、緊急初動対策要員及び県職員への迅速かつ確実な連絡体制を構築

【災害医療体制の整備】

- ・ DMAT*（災害派遣医療チーム）の隊員や災害医療を担う医療従事者を対象に訓練や研修を実施
実動訓練への参加：18名、技能維持研修への参加：43名、災害看護研修への参加：320名
- ・ 災害拠点病院等では、二次救急医療機関2病院において、耐震化工事を完了。1病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更し、工事完成を平成26年度に延期
- ・ 東日本大震災において県が実施した医療・救護活動の内容等をふまえ、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを実施
- ・ 市町の担当者会議等において福祉避難所の確保を働きかけるとともに、市町の現状や課題を把握し、担当者の相談に応じるなどの取組を実施

【安全な建築物の確保】

- ・ 木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施

【緊急輸送ルートの整備】

- ・ 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

【消防力向上への支援】

- ・ 平成24年7月に三重県市町総合事務組合と基本協定を締結し、消防救急デジタル無線の県域一体となった共同整備にかかる建設工事の発注及び施行管理業務を受託。12月には建設工事着手
- ・ 年間3,351名の消防職団員・その他消防防災関係者等の教育訓練を実施
- ・ 「三重県消防広域化推進計画」に基づき市町と協議しながら消防の広域化に向けた取組を実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ・ 高圧ガス事業所の完成検査、保安検査及び立入検査：403件実施。タンクローリー等の路上検査を県内14か所で実施。LPガス販売店に対する立入検査：487件実施。火薬類の製造施設、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査：92件実施

- ・ 電気工事業者の事務所等の立入検査：16 件・現地調査：145 件実施、電気用品販売業者の店舗等の立入検査：15 件実施
- ・ 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習を県内13箇所(21回)で実施。受講者 4,151 名。消防設備士を対象とした工事整備対象設備等の工事・設備に関する講習を県内2箇所(9回)実施。受講者 929 名

平成 24 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ・ 東日本大震災の教訓をふまえ、「三重県地域防災計画(震災対策編)」を抜本的に見直し、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」とする方向性を定め、具体的な作業に着手しました。また、「三重県緊急地震対策行動計画」の取組結果を検証するとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても、「防災・減災対策検討会議」等の審議をふまえ、平成 25 年 3 月に中間案を取りまとめました。
- ・ 国等に対する政策提言については、「9 県知事会議」による提言活動を展開した結果、議員立法による「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」の制定に向けた取組が本格化するなど道筋をつけることができました。
- ・ 各計画の基礎となる被害想定調査の前提である、国の震源モデルの提示が当初の予定よりも大幅に遅れており、策定作業に大きな影響を与えています。「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」についても、原子力災害対策を含め、検討を行うとともに、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けた準備を進めていく必要があります。
- ・ 大規模災害に備えた体制整備に向けては、県災害対策本部の体制強化を進めるとともに、県と市町の支援体制や広域的な災害に対する全国知事会議等の広域支援体制を整備しました。また、災害時要援護者対策や観光客対策などの地域特性をふまえた県民主体の実践的な実動訓練や新体制の検証を目的とした図上訓練等を実施しました。
- ・ 東日本大震災への支援では、県内避難者の支援のため、県をはじめ支援団体の支援内容・連絡先一覧など避難者向け情報を充実しました。また、東日本大震災支援本部員会議では、被災地の状況について派遣職員から報告を受け、現状の共有を図りました。今後も、支援に当たっては、被災地・県内避難者のニーズに沿って取り組んでいく必要があります。
- ・ 地域の防災・減災に向けた取組を地域減災力強化推進補助金により支援したことにより、市町の「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備が進んでいます。国による南海トラフ巨大地震の被害想定等をふまえた津波避難対策に加え、災害時要援護者への支援、風水害も視野に入れた取組など、市町における対策検討に対応していくことが求められています。
- ・ 広域防災拠点のあり方の検討や北勢広域防災拠点の整備に向けては、「広域防災拠点施設等構想検討委員会」の審議を経て、方向性がまとまりました。
- ・ 「津波避難に関する三重県モデル」の構築と「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定の成果を生かすため、策定したモデルと指針が、地域での対策に反映されるよう市町と連携した取組を推進していく必要があります。
- ・ 県防災情報メール配信サービスについては、配信メニューに河川水位情報を新たに加え、機能の強化を図りましたが、登録者数の伸びには繋がりませんでした。今後は、配信する情報の必要性や有用性を理解いただけるよう利用促進に向けた情報提供のあり方を改善していく必要があります。
- ・ 二次救急医療機関 2 病院の耐震化が完了しましたが、1 病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更したことに伴い、工事完成が平成 26 年度となりました。今後も大規模災害時に地

域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化を進めていく必要があります。

- ・ 災害医療体制の整備については、災害時の医療にあたる医師・看護師等の医療従事者に対して、その対応力の向上を目的とした訓練や研修等を実施したほか、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを行いました。今後も訓練や研修等を実施することにより、医療従事者の能力の維持、向上を図るとともに、見直しを行った「三重県災害医療対応マニュアル」の実効性を確認していく必要があります。
- ・ 20 市町で福祉避難所の確保が進みましたが、未確保の市町において対応策の検討が進むよう働きかける必要があります。
- ・ 木造住宅の耐震化補助については、診断 2,904 戸、設計 487 戸、補強工事 416 戸に対して実施し、耐震化を促進することができました。引き続き、診断結果を受けて確実に補強工事へとつなげていくため、診断を終えた方に直接促していく取組が必要です。
- ・ 道路啓開対策として、道路啓開マップを作成するとともに、マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な啓開作業に向けた態勢整備を図りました。今後は迅速な啓開作業を補完するため、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所について道路構造の強化を進めていく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に取り組みました。引き続き、大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、整備を推進する必要があります。
- ・ 消防の広域化について、伊賀ブロック及び四日市・菟野ブロックにおいて協議を続けていますが、他のブロックにおいては広域化に向けた進展はありませんでした。引き続き、両ブロックの取組を支援していくとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（消防庁告示）の改正をふまえて、「三重県消防広域化推進計画」の見直しを検討する必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 被害想定調査の遅れが防災・減災対策の遅れにつながることはないよう、「三重県地域防災計画（震災対策編）」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定、「三重県石油コンビナート等防災計画」を見直すための防災アセスメント調査を適切に推進していきます。
- ・ 災害に備えた災害対策本部の体制についても、今後訓練等で検証し、精度を向上させていく必要があります。また、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」にかかる新たな課題検討に着手し、計画の見直しを進めます。原子力災害対策については、知見のある有識者の助言を得ながら対策の検討を進めます。
- ・ 住民の迅速な津波避難や災害時の地域医療体制など、地域の課題や特性をふまえた住民主体の実動訓練を実施します。
- ・ 東日本大震災への支援について、県内避難者への情報を広く収集し、提供していくとともに、被災地に向けては“支援から交流へ”といった視点から、取組を促進します。また、支援本部員会議（四半期ごとに開催）の場を活用した派遣職員の報告会についても、引き続き実施していきます。
- ・ 県と市町の広域支援体制については、救援物資や広域避難について、地域総合防災事務所・地域活性化局の役割を含め検討を行います。
- ・ 北勢広域防災拠点施設の整備に向け、候補地の所在地である四日市市との協議を進めます。
- ・ 避難体制の整備に向けては、津波避難計画や避難所運営マニュアルの策定の必要性を啓発するとともに、地域防災総合事務所・地域活性化局やこれまで育成してきた防災人材とも連携し、

市町や地域で行う取組を支援します。

- ・ メール配信サービスについては、ニーズに合わせて配信内容が選択できるよう登録方法を見直し、その有用性をホームページやチラシ等で周知していきます。
- ・ 災害拠点病院等の耐震化については、建替工事に変更した病院が予定どおり平成 26 年度に完成できるように働きかけるとともに、耐震化工事が未実施の病院について、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、計画的に進めていきます。
- ・ 災害医療体制の整備については、医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練の実施により、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・ 引き続き市町に対し、福祉避難所の確保や福祉避難所に代わる対応策の検討に向けた働きかけを行うとともに、他市町からの災害時要援護者の受入れや人的支援など、市町間の連携を促します。また、国に対して福祉避難所の設置に対する財政支援を要望していきます。
- ・ 木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計や補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していきます。
- ・ 緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組みます。
- ・ 消防の広域化について、伊賀ブロック及び四日市・菟野ブロックの取組を支援していくとともに、平成 25 年 4 月 1 日に改正された消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【防災対策部 副部長 濱口 尚紀 電話：059-224-2181】

- ・ 「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを「災害に強い三重づくり」の共通指針として取組を確実に推進します。
- ・ 加えて、紀伊半島大水害で明らかとなった課題をふまえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しに向けた基礎調査を行うとともに、国による被害想定調査の結果をふまえた石油コンビナート防災アセスメント調査を進めます。
- ・ 大規模災害に備え、県災害対策本部の体制強化に取り組むとともに、県と市町の支援体制の充実や広域的な災害に対する支援・受援体制の整備を進めます。
- ・ 引き続き、市町が取り組む防災・減災対策を支援するとともに、「津波避難に関する三重県モデル」による避難計画の策定や避難所運営マニュアルの策定について、自主防災組織やこれまで育成してきた防災人材と連携した取組を推進し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- ・ 医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練を実施して、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・ 住宅訪問や診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会を充実させることにより、建物被害の軽減、さらには、まちの安全性の向上に向けてより一層木造住宅の耐震化を促進していきます。
- ・ 消防広域化の推進による消防防災体制の整備に向け、市町の意見もふまえて「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	判断理由
* B (ある程度進んだ)	河川、砂防、海岸事業の活動指標は目標値を達成したものの、治山事業で目標値を達成できなかったため、県民指標についても、目標値を達成できませんでした。河川、砂防、海岸事業による施設整備は進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	233,200 戸	234,300 戸 234,200 戸	0.90	235,000 戸	237,100 戸

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
25 年度目標値の考え方	今年度の事業実施箇所を勘案して 800 戸増加することをめざし、目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進（県土整備部）	河川整備延長	463.4km	463.6km	1.00	463.9km	464.3km
11202 土砂災害対策の推進（県土整備部）	土砂災害保全戸数	17,843 戸	17,964 戸	1.00	18,040 戸	18,260 戸

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11203 海岸保全対策の 推進（県土整備部）	海岸整備延長		285.3km	1.00	286.3km	288.4km
		284.2km	285.6km			
11204 治山対策の推進 （農林水産部）	山地災害保全集落数		1,521 集落	0.88	1,537 集落	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	31,143	46,681	45,737		
概算人件費		2,651			
(配置人員)		(294 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や再度災害を防止するための河川・道路等の改良復旧、及び土砂災害が発生した箇所再度災害を防止する土砂災害防止施設の整備を推進
- ・ 河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積した土砂を撤去するとともに、堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みを検討
- ・ 地震や津波に対しても壊れにくくするため、河川堤防については、損傷箇所を特定するための津波浸水予測区域内の詳細調査等を実施。また、海岸堤防については、空洞化等により対策が必要な箇所の補強工事を実施
- ・ 風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を推進。また、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定を進めるための基礎調査などのソフト対策を推進
- ・ 老朽化等により脆弱となった農業用ため池、排水機場等の基幹的農業水利施設について、地震や洪水等による災害に対する安全性向上のための整備を推進
- ・ 災害に強い森林づくりを進めるため、山地災害危険地や機能が低下した保安林の整備を推進

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 一昨年の紀伊半島大水害により発生した公共土木施設災害の復旧に取り組み、平成 25 年 3 月末現在で概ね 9 割の災害復旧事業（原形復旧）が完成しました。
- ・ 治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めました。市町からの要望も多いことから、対象箇所の情報等を市町と共有しながら、より一層の取組を進めることが必要です。
- ・ 地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、県管理河川堤防については、津波浸水予測区域内の、特に緊急性の高い河口部付近について、損傷箇所の特定に向けた詳細調査や、河川改修に合わせた耐震対策を実施しました。今後は調査結果に基づく計画的な補強や、耐震対策を進めることが必要です。海岸堤防については、緊急な対応が必要な脆弱箇所の補強や、高潮対策等に合わせた耐震対策を実施しました。引き続き、計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。
- ・ 安全性の確保に向け、これまで整備してきた河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の劣化等の状況を把握することが必要です。

- ・風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を進めましたが、整備の必要な箇所がまだ多く残されていることから、引き続きハード対策を進めるとともに、市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。
- ・農業用ため池や基幹的農業水利施設について、耐震整備や補修が必要な箇所が多く残されていることから、引き続き効果的・効率的な整備が必要です。
- ・治山対策については、紀伊半島大水害により発生した山地災害等の早期復旧に引き続き取り組みました。大型台風や集中豪雨等による被災箇所の復旧や機能の低下した保安林の効果的・効率的な整備が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・紀伊半島大水害による公共土木施設災害については、一日も早い復旧に取り組みます。
- ・河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望を踏まえ、対象箇所の情報を市町と共有し、箇所毎の優先度を市町に分かりやすく示す方法の検討を進め、優先度の高い箇所から計画的に取り組みます。
- ・地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。
- ・河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、緊急度に応じた計画的な修繕・更新に向け、劣化状況等の点検を実施し、点検結果に基づき必要となる補修対策を検討します。
- ・河川・海岸・土砂災害防止施設については、効率的な施設整備により安全性の向上に努めます。また、市町による警戒避難体制整備や住民による安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。
- ・山地災害危険地区の情報について、三重県地理情報システム（M-GIS）に掲載し、住民の警戒避難行動を支援する分かりやすい情報の提供に努めます。
- ・農業用ため池や基幹的農業水利施設については、耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を進めます。また、住民の避難行動を支援するため、避難路等の情報を市町に提供し、安全意識の向上を図ります。
- ・治山対策については、効率的な予算執行に努め、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【県土整備部 次長 館 敏彦 電話：059-224-2651】

- ・紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の災害復旧（原形復旧）については、年度内の完成をめざします。また、道路の拡幅や河積の拡大を行う改良復旧については、早期の完成をめざします。
- ・河川堆積土砂の撤去については、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した、今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを構築し、3事務所で試行します。
- ・海岸堤防の脆弱箇所への対策については、国の平成 24 年度補正予算も活用しながら加速させます。
- ・津波浸水予測区域以外の河川堤防や急傾斜地崩壊防止施設等の劣化状況等を把握するため、点検を実施します。

施策 1 1 3

食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で 24 年度目標値を達成しており、大規模な食中毒等の発生がなかったことや危機発生時の管理体制を強化したことなどから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品検査における適合率	100%	100%	1.00	100%	100%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農業取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合
25 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保には、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、100%達成を目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 食の安全・安心の確保（健康福祉部）	自主衛生管理（HACCP*手法）導入取組施設数	152 施設	157 施設	1.00	162 施設	172 施設
		152 施設	159 施設		162 施設	172 施設
11302 農水産物の安全・安心の確保（農林水産部）	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%		100%	100%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	498	317	218		
概算人件費		1,479			
(配置人員)		(164 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 食の安全・安心確保のための全庁的な推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」から、危機発生時については「三重県危機管理計画」に基づく「危機対策本部」が対応するよう変更し、危機管理体制を強化
- ・ 生食用食肉の規格基準遵守の徹底のため、食品衛生の措置基準等に関する条例を整備
- ・ 牛肝臓の生食による腸管出血性大腸菌食中毒発生防止のため、県内の食肉関係 297 施設に立入検査および提供禁止についての指導を実施
- ・ 県外の浅漬けを原因とする大規模な腸管出血性大腸菌食中毒事件発生を受け、浅漬製造 20 施設への緊急立入検査等を実施
- ・ 微生物、残留農薬、残留抗生物質などの食品検査を実施し、不適合であったものに対する改善指導を実施（検査件数 2,513 件、不適合率 2.39%）
- ・ 農畜水産物、加工食品、学校給食、保育所給食について計画的な放射性物質検査を実施（検体数 11,118 件（四日市市を含む）、結果は全て基準に適合）
- ・ HACCP*手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進（新規取組開始 7 施設、取組施設総数 159 施設）
- ・ 食品表示ウォッチャー 46 名を委嘱し、モニター活動を延べ 5,202 店舗に対して実施し、うち 5 店舗について表示を改善
- ・ e-モニターなどのアンケートを活用し、県民の皆さんの意識実態を把握するとともに、県ホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」をリニューアルして、食品の放射性物質検査等について総合的に情報を発信
- ・ 米トレサピリティ法に基づく監視指導を実施（752 件）
- ・ BSE 対策として、と畜検査時の全頭検査のほか、24 か月齢以上の死亡牛検査を実施（検査結果は全頭陰性）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ*について、100 羽以上飼育する全ての養鶏農家で立入調査を実施（立ち入り検査戸数 141 件）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルの改正と防疫動線情報の集積を実施
- ・ 農薬、肥料の適正流通並びに適正使用について監視・指導を実施（農薬販売者 137 件、農薬使用者 25 件、肥料生産販売者 166 件）
- ・ 動物用医薬品、飼料等の適正流通並びに適正使用について監視・指導を実施（動物用医薬品 64 件、飼料等 46 件）
- ・ 養殖水産物の水産用医薬品残留検査*、貝毒検査*（58 回）や養殖業者に対する衛生管理指導を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内の食肉関係施設や、浅漬製造施設への監視指導等を実施した結果、食肉や牛肝臓の生食による食中毒、浅漬けによる食中毒の発生を防止することができました。

- ・ 県内においては、ノロウイルス等を原因とする食中毒が発生したことから、食中毒の発生を未然に防止するため、引き続き食品関係施設等の監視指導を行っていく必要があります。
- ・ 県民の皆さんに安全・安心な食品が提供されるよう、食品監視指導計画に基づき計画的な食品の放射性物質検査、微生物検査等を実施し、不適合であった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行いました。今後も県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に食品検査等を実施することが必要です。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの施設に導入していくために、まずは地域のリーダー的存在となり得る食品関係事業者に対して、この制度を理解し積極的に制度導入に取り組むよう働きかけてきました。新たな導入取組施設は目標数を上回りましたが、地域的な偏りがあるため、取組施設の少ない地域を中心に今後も働きかけが必要です。
- ・ これまでの食品表示ウォッチャー制度による取組等により、県内に流通する食品の表示の適正化が進んだことから、今後は、より専門的な視点での食品表示適正化に向けた新たな取組が必要です。
- ・ 食品表示については、消費者庁が食品衛生法、JAS法、健康増進法の平成25年度中の一元化に向けた法案の成立に取り組んでいるところであり、新しい制度への対応が必要です。
- ・ 厚生労働省は、平成25年4月1日からBSE検査対象の月齢を21か月齢から30か月超に見直しましたが、7月1日に48か月超に見直しを行う方針であることから、全頭検査体制の見直しを検討する必要があります。
- ・ 家畜伝染病の病原体動向調査や高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査実施により、家畜伝染病の発生予防につなげました。今後、発生防止の取組や発生時の防疫体制を引き続き強化する必要があります。
- ・ 農薬・肥料の立入検査等については、監視指導の実施等により販売業者等の法令遵守意識は向上していますが、一部販売店で帳簿等の未整備等があることから、適正管理を促す指導を行っていく必要があります。
- ・ 養殖水産物の水産用医薬品残留検査、貝毒検査（58回）や養殖業者に対する衛生管理指導の実施により、安全・安心な水産物を消費者に供給することができましたが、今後は、通常の検査に加え、突発的に発生した貝毒や赤潮による被害に迅速に対応するため、検査頻度や地点数の増大と、現場での検査を可能とする簡易検査法の確立が必要です。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 食中毒の発生を未然に防止するため、引き続き、生食用食肉取扱施設や浅漬製造施設等を重点的に監視するとともに、式年遷宮や三重県観光キャンペーン等に伴い増加する国内外からの来訪者に対して安全な食品が提供できるよう、特に観光地の大規模宿泊施設やレジャー施設の飲食店などの関係事業者等の監視指導の強化に努めます。
- ・ 食品の放射性物質検査、微生物検査等を計画的に実施するとともに、その結果が規格基準等に不適合であった場合、事業者に対して改善するよう適切に指導します。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、制度導入取組施設の少ない地域を中心に、事業者等に取組を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ・ 食品の表示については、食品表示ウォッチャーに代わり、一般社団法人三重県食品衛生協会との連携強化を図ることにより、食品の不適正表示の情報収集や適正化に向け、関係事業者の指導等を実施します。
- ・ 食品表示の一元化に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係省庁からの情報収集に努めるとともに、国の方針が明らかになり次第、消費者、事業者等への周知を図ります。

- ・ BSE 全頭検査は、当面継続しますが、厚生労働省の検査対象月齢の見直しに合わせて、消費者や事業者などに十分な説明を行った上で、検査対象の見直しを検討します。
- ・ 畜産農家への定期巡回、立入調査等により、飼養衛生管理基準の遵守や家畜伝染病発生時の早期通報体制の徹底を図ります。また、高病原性鳥インフルエンザについては、防疫演習等を通して防疫体制の強化に努めます。
- ・ 農業に対する監視指導について、立入検査により不備事項が明らかになった販売店舗への重点的指導を行います。また、生産履歴記帳やGAP*の推進を引き続き進めます。
- ・ 安全・安心な水産物を供給するため、通常の貝毒検査の実施に加え、突発的な貝毒や赤潮の発生などの緊急時において、迅速に対応が可能となる簡易検査法の確立に向けて、必要となるデータの蓄積を行います。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 永田 克行 電話:059-224-2321】

- ・ 式年遷宮や三重県観光キャンペーン等に伴い増加する国内外からの来訪者に対して安全な食品が提供できるよう、食品関係事業者等の監視指導の強化に努めます。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生防止・まん延防止の取組や農水産物の生産工程管理および衛生管理を促進することで食の安全・安心確保に努めます。

施策 1 1 4

感染症の予防と体制の整備

【担当当局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、飲食店でのO157の集団食中毒が1件ありましたが、適切に拡大防止対策を講じたことで、地域への感染拡大がなく小規模に収まったことや、3つの活動指標についても、特に注力していた2つの活動指標については、95%以上で概ね達成し、保育所・学校等における感染症の大規模な発生を防ぐことができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度		24 年度		25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症の集団発生事例数		0 件	0.00	0 件		0 件	0 件
	0 件	1 件					

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症O157）による集団感染（食中毒）が1件有り、目標値を達成できませんでしたが、集団発生を無くすことが感染症対策の目的であることから、平成 25 年度においても、集団発生事例数0件をめざし目標値を設定しました。

活動指標		23 年度		24 年度		25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		11401 感染症予防普及啓発の推進（健康福祉部）	感染症情報システムを活用している施設の割合		100%	0.95	100%
		86.7%	95.4%				
11402 感染症危機管理体制の整備（健康福祉部）	感染症情報化コーディネーター数（累計）		130 人	0.96	180 人		280 人
		81 人	128 人				
11403 感染症対策のための相談・検査の推進（健康福祉部）	HIV抗体検査件数		1,025 件	0.84	1,050 件		1,100 件
		796 件	862 件				

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,462	1,168	319		
概算人件費		388			
(配置人員)		(43 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 保育所・学校や医療機関等と連携した発生状況を早期に把握できる感染症情報システムの構築（感染症情報システムを活用している施設の割合：95.4%、未参加は 61 施設）
- ・ 感染症発生時の対応が的確に行うことができる感染症情報化コーディネーターの養成とその役割や養成状況等について、県ホームページにより周知（47 人（累計 128 人））
- ・ 第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営支援（5 施設）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する市町等への情報提供と県対策本部条例の制定（市町説明会の実施）
- ・ 患者への直接服薬指導、定期結核健康診断の経費補助、結核の正しい知識の啓発（定期結核健康診断の経費補助施設数：96 施設）
- ・ 人権を尊重した無料 HIV 抗体検査、相談、啓発等の実施（検査件数 862 件、相談件数 645 件）
- ・ 三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センター接種人数：850 人、相談件数：642 件）
- ・ 市町が「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づき実施する予防接種事業への支援（29 市町）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内医療機関、保育所、学校等と連携して、感染症情報システムを活用した感染症発生の早期探知に取り組んだ結果、保育所、学校等が適切な学級閉鎖措置等の対策を迅速に行うことはできましたが、感染症情報システムを活用している施設の割合は 100%に届きませんでした。
- ・ 引き続き、感染症情報化コーディネーターを養成するとともに、よりわかりやすい情報を提供していくため、コーディネーターの能力向上を図っていく必要があります。
- ・ マダニが媒介する日本紅斑熱の発生が全国で最も多く（平成 24 年に 37 人発症）、また、他県において重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の患者が国内で初めて確認されたことから、今後、マダニが媒介する感染症に対する感染予防の啓発が必要です。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」の市町等への説明会を開催するなど、法律施行に向けた準備を進めることができました。今後は、速やかに県の新型インフルエンザ等対策行動計画および市町の同行動計画を策定することが必要です。
- ・ 集団発生すると社会的影響が大きい結核の対策については、早期発見・早期治療につながるよう結核健康診断や治療費助成を実施した結果、平成 24 年末現在、県内の新たな結核発病者は、253 人（結核年末統計による速報値）で、昨年より 27 人減少しましたが、引き続き早期発見・早期治療につながる取組が必要です。
- ・ 早期発見・早期治療が発病防止や感染拡大防止に効果的であるエイズ（AIDS）等については、保健所において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しており、届出患者数は昨年より 2 名減少して 10 名でしたが、全国的には増加傾向にあり、引き続き県民の皆さんに対して、検査の必要

性を啓発していく必要があります。

- ・ 予防接種については、市町・医療機関等との連携により円滑な運用を図ることができました。また、三重県予防接種センターにおいて、基礎疾患等があり、予防接種に十分な注意が必要な方へのワクチン接種や、県民の皆さんや市町等からの相談に対して、適切に対応することができました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 感染症情報システムに、県内全ての保育所、学校等が参加するよう、引き続き参加に向けた働きかけを行い、発生時に速やかな感染拡大防止対策をとることができるよう取り組んでいきます。
- ・ 感染症情報化コーディネーターを養成するとともに、感染症情報を効果的に活用できるよう、コーディネーターのスキルアップに取り組みます。
- ・ マダニが媒介する感染症の対策については、マダニの活動が活発になる時期にあわせて、保健所、市町等と連携して、予防啓発資料の配布やホームページへの掲載等により、県民のみなさんに感染防止に向けた啓発を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策については、特措法の施行に伴い県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を速やかに策定するとともに、関係機関との情報共有や連携体制の確認等、発生した際に迅速な対応がとれるようにします。また、市町等の同行動計画の策定を支援していきます。
- ・ 結核については、引き続き早期発見・早期治療に繋がるよう結核健康診断の実施や治療費助成を行うなど、適切に対応します。
- ・ エイズ（AIDS）等については、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう匿名の相談・無料検査を実施するとともに、早期診断・早期治療が発病防止や感染拡大防止に繋がるため、検査の有用性等の啓発を行っていきます。
- ・ 三重県予防接種センターにおいて、予防接種に十分な注意が必要な方へのワクチン接種や予防接種に関する相談事業の実施および定期接種を実施する市町への支援等適切な運用を図ります。また、市町・医療機関等と連携して接種率の向上に努めます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 永田 克行 電話:059-224-2321】

- ・ 県内の保育所、学校等に対して感染症情報システムの有効性をさらに啓発し、感染症情報システムを活用している施設の割合を 100%にするとともに、県民の皆さんにも、感染症のわかりやすい予防方法等の情報を感染症情報化コーディネーターと連携して提供します。
- ・ 特措法に基づく、県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。また、市町の同行動計画策定を支援します。

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成したほか、医師確保対策などで三重県地域医療支援センター*の設置等推進体制の整備等が図られたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度		24 年度		25 年度		27 年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	120.0 人 (23 年度) 122.3 人 (23 年度)	1.00	122.9 人 (24 年度)		124.0 人 (26 年度)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方									
目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数								
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。このため、平成 25 年度においても、平成 27 年度の目標達成に向けて、毎年 0.57 人程度の向上をめざして目標値を設定しました。								

活動指標		23 年度		24 年度		25 年度		27 年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数		180 人	1.00	192 人		217 人		
		167 人	181 人						
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数		644 人	0.88	651 人		665 人		
		574 人	566 人						
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		593 機関	0.97	618 機関		668 機関		
		568 機関	576 機関						

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数		761件	0.98	767件	778件
		755件	746件			
12104 県立病院による 良質で満足度の高い医療 サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度		80.0%	0.91	80.0%	80.0%
		73.9%	73.1%			
12105 適正な医療保険 制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民 健康保険の財政健全 化率		37.9% (23年度)	1.00	58.6% (24年度)	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	67,726	60,355	64,601		
概算人件費		3,264			
(配置人員)		(362人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業（問い合わせ22名、成約8名（常勤4名、非常勤4名）、病院勤務医負担軽減対策（8病院8事業）等を実施
- ・ 中長期的な医師確保対策として、医師修学資金貸与制度の運用（新規貸与67名）、地域医療研修センター事業（研修医35名受け入れ）、研修病院魅力向上支援（10病院1団体14事業）、総合診療医育成拠点整備支援（4病院1診療所）、子育て医師復帰支援（2病院）、指導医育成支援（1病院1団体）等を実施
- ・ 三重県地域医療支援センターを平成24年5月に設置し、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに着手
- ・ 看護師確保対策として、修学資金の貸与（65名）、実習指導者養成講習会（67名）、実習施設への受入支援（14施設）、養成所への運営支援（11施設）を実施
- ・ 看護師養成所の定員数増加（30名）に向けた国への申請に関して、指導・助言を実施
- ・ 定着促進対策として、21施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（40施設）、アドバイザー派遣（4施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ1,225名）、研修責任者研修（参加者31名）、教育担当者研修（73名）、実地指導者研修（100名）等を実施
- ・ 看護師の資質向上のため、訪問看護及びがん看護に関する専門研修を実施（訪問看護：37名、がん看護：8名）
- ・ 「県政だよりみえ」において、かかりつけ医を持つことのメリットや医師等の状況などについて連載するとともに、メディアによる啓発、ポスター掲示などの啓発キャンペーンを平成24年11月から平成25年3月まで実施
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関が8機関増加、電話案内件数85,138件、

電話案内利用の増加に伴い 2 回線増設

- ・ 本県の「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下、「傷病者搬送等実施基準」という。）の検証を実施
- ・ ドクターヘリの出動件数は、272 件（うち、現場出動 162 件、病院間搬送 110 件）、訓練回数は、離島 5 回、高速道路 5 回、検証は毎月開催
- ・ 各市町において在宅医療を担う多職種連携を進める地域リーダーの養成研修を開催（135 名養成）
- ・ 三重県医療安全支援センターの相談窓口において、746 件の相談に対応（理解を得られた割合 72.8%）するとともに、医療従事者等に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催
- ・ 三重県保健医療計画の第 5 次改訂を行うため、三重県医療審議会（3 回）、各専門部会（延べ 30 回）を開催
- ・ 市町と協議を行い、市町国民健康保険の広域化に向けた環境整備を行うための指針となる三重県国民健康保険広域化等支援方針の改定を行い、保険財政共同安定化事業の拡充の手順、平成 27 年に達成すべき目標収納率、医療費の適正化策等を策定
- ・ 県立総合医療センターの地方独立行政法人化および県立志摩病院への指定管理者制度導入を実施
- ・ それぞれの県立病院において、医療ニーズに対応した病院運営を実施
- ・ 病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため、「三重県病院事業中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」を策定
- ・ 最適な地域医療体制の確立に向けて、津市及び三重大学と「寄附講座の設置に関する協定」を締結
- ・ 公立大学法人三重県立看護大学の自主的、自立かつ効率的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営交付金として交付

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 今後、県内で勤務を開始する修学資金貸与医師（貸与者累計 348 名・返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として県内の地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要するものと考えられることから、これらの若手医師の県内定着と偏在解消を進める仕組みが必要です。
- ・ 三重県地域医療支援センターの設置により、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等を行う体制が整備されるとともに、三重大学等関係機関が共同して取り組むことへのコンセンサスが得られました。年度後半には、4 つの診療領域（内科、外科、救急科、総合診療）における後期臨床研修プログラムの作成を開始しました。今後、これらのプログラムを完成させ、若手医師への周知を図るとともに、他の診療科のプログラムの作成にも順次着手していく必要があります。
- ・ 研修病院の魅力向上支援を通じて、MMC 卒後臨床研修センター*が取り組む、県内全ての研修病院が相互に協力病院となり研修医の選択肢を拡充する MMC プログラムの運用が開始され、全国的にも先進的な事例として関心を集めるなど、今後臨床研修医の確保につながるものとして期待されています。このため、三重県地域医療支援センター等の取組と相乗効果を生み出すよう、さらに連携を図っていく必要があります。
- ・ 平成 25 年度から看護師養成所の定員数の 30 名増が認可されたことから、今後の県内看護職就業数の増加が見込まれます。一方、看護職員の定着促進を目的とした新人看護職員の卒後研修については、一定規模以上の病院で取組が進み、多施設合同研修受講割合は平成 23 年度の 75% から 92% と増加しましたが、100 床未満の小規模施設の受講割合は 56% と低いため、今後も施設規模に応じた

取組を実施する必要があります。

- ・ 「三重県医療機関等看護職員需要調査」の分析から、病院内保育所の充実が入職5年後の看護職員の定着に効果があることが検証されたことから、今後「24時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズに対応できる施設を増やしていくことも必要です。
- ・ 地域医療再生計画に基づき、総合診療医の育成拠点整備や病院の再編統合などを支援しました。計画の期限である平成25年度中に事業を実施するとともに、取組成果をまとめる必要があります。また、平成24年度国の補正予算で積み増しされた地域医療再生基金を活用するためには、新たな地域医療再生計画を策定する必要があります。
- ・ 救急搬送における軽症の割合が50%を超えるなど、適切な受診行動が定着していないことから、かかりつけ医を持つことなどに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ・ 県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関をさらに増加させる必要があります。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。
- ・ ドクターヘリについては、救命率の向上等の効果があったと考えますが、他県との相互応援については、具体的な連携体制の構築には至っていません。
- ・ 新生児集中治療室(NICU)の増床や母体胎児診断センターの設置により、周産期医療の体制が整備されました。今後、新生児の死亡率を低下させるため、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターとリスクの低い出産を担う産科医療機関・助産所との機能分担、連携体制を構築していく必要があります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう在宅医療の充実を図る必要があります。そのためには、医療と介護にまたがる多職種が連携し、患者・家族をチームとしてサポートする体制の構築が必要であり、連携の調整を行う市町の主体的な取組が求められます。
- ・ 引き続き医療相談等に対する適切な対応や医療安全に関する講演会等による医療の質の向上のための対策が必要です。
- ・ がん、脳卒中、救急医療等の5疾病・5事業及び在宅医療対策の医療連携体制の構築に向けて、県保健医療行政の基本方針である三重県保健医療計画の第5次改訂を行いました。PDCAサイクルに基づき、計画を効果的に推進していく必要があります。
- ・ 保険財政共同安定化事業の拠出方法を変更し、保険料(税)の平準化に向けての取組を進めました。引き続き、市町と国民健康保険の広域化に向けた環境整備について協議を進めるとともに、収納率の向上や医療費の適正化に取り組む必要があります。
- ・ 県立総合医療センターおよび県立志摩病院について、いずれも円滑に運営形態を移行しました。引き続き、求められる機能を着実に果たしながら、経営基盤の確立を図っていく必要があります。
- ・ 県立病院において、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供し、円滑な病院運営を実施しましたが、引き続き経営の健全化を図っていく必要があります。
- ・ 県立一志病院において、津市による三重大学への寄附講座の取組が始まるなど家庭医療にかかる機能が充実しました。今後もこうした取組の成果を生かしながら最適な地域医療体制の確立に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が作成した中期目標(平成21年度～26年度)の達成に向けて、公立大学法人三重県立看護大学が引き続き効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自立性に配慮しつつ支援を行う必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 医師確保については、特に、三重県地域医療支援センターにおいて、新たに行う医師の需給状況の把握・分析等を通じた今後の取組への反映や、MMC 卒後臨床研修センター等の関係機関と連携した若手医師の県内定着に向けた取組を進めるとともに、平成 24 年度後半から作成を開始した後期臨床研修プログラムについて、県内における診療領域ごとの指導医や研修病院等の状況をふまえ、三重大学や医療機関と綿密な調整を行いながら、より多くの診療領域におけるプログラムの作成を進めていきます。
- ・ 看護職員の定着促進については、小規模施設における新人看護職員多施設合同研修の受講者割合が低いことから、小規模病院を中心に看護管理者研修会などを行い支援していきます。また、病院内保育所の充実が課題であることから、中堅看護職員の定着に向け、「24 時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置を進めていきます。
- ・ 地域医療再生計画の事業を計画どおり平成 25 年度までに実施できるよう、各事業主体と連携して取り組むとともに、取組成果の活用を検討します。また、新たに策定する地域医療再生計画に基づいて、医師確保対策、災害医療対策、在宅医療の推進などに取り組めます。
- ・ 県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、他府県の事例を参考にしながら、県内の地域医療を守る活動を行っている団体等と連携するなど、効果的な啓発を進めます。
- ・ 救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進については、目標達成に向け、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、登録済みの医療機関にアンケートを実施し、より参加しやすいシステムへの改修を図るなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、検証結果をふまえ、必要に応じてその見直しを行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ・ ドクターヘリの広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携策について検討を進めます。
- ・ 安心して産み育てる環境づくりについて、周産期医療における産科医療機関と周産期母子医療センターとの連携体制を構築するため、診療所医師と高度専門医療機関の医師とが共同診療できる産科オープンシステムの拡充に取り組めます。
- ・ 在宅医療の充実に向けて、市町に対して、多職種による事例検討会の開催など在宅医療連携体制の構築を支援するとともに、各地域において県民の皆さんへの在宅医療に関する普及啓発を実施します。
- ・ 患者と医療関係者とのより良い信頼関係構築のため、引き続き医療相談や医療安全研修等を実施します。
- ・ 三重県保健医療計画（第 5 次改訂）の着実な推進に向け、5 疾病・5 事業及び在宅医療対策に係る各専門部会において適切な評価・検討を進めます。
- ・ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、県調整交付金の活用等により、引き続き、国民健康保険の広域化に向けた保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援します。
- ・ 平成 24 年 4 月に地方独立行政法人に移行した県立総合医療センターについては、評価委員会において初めて法人の業務実績評価を行います。
- ・ 公立大学法人に移行して 5 年目を迎える県立看護大学については、評価委員会において 4 年間の業務実績全体について中間総括を行います。
- ・ 県立こころの医療センターについては、病院機能の再編を引き続き推進し、外来機能の充実を図る

とともに、訪問看護などのアウトリーチサービス等の日中活動支援の充実に取り組みます。また、県立一志病院については、これまで取り組んできた家庭医療の実績をもとに、家庭医が中心となり、関係機関はもとより住民の皆さんとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに取り組みます。

- ・ 県立志摩病院については、基本協定等に基づき診療体制の回復が着実に進められるよう、指定管理者に対して適切に指導・監督を行います。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ 三重県地域医療支援センター等において、三重大学をはじめとする関係機関・関係団体と連携しつつ、将来の地域医療を担う若手医師のキャリア形成支援に取り組むことによって、若手医師の県内医療機関への定着を図り、医師の不足・偏在の解消に向けた取組を着実に進めます。
- ・ 多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置や就労環境改善のためのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組を促進することにより、看護職員の離職防止、復職支援を図ります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう、市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組に対して支援します。
- ・ 医療を提供する側と医療を受ける県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を醸成するため、地域医療に対する理解を深め、守る取組を推進します。

施策 1 2 2

がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	がんによる死亡者数が増加に転じており、また、がん検診受診率など目標に届いていない項目があるため、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度		24 年度		25 年度		27 年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）		74.5 人 (23 年)	0.95 (74.5 人/78.5 人)	77.4 人 (22 年)	78.5 人 (23 年)	71.6 人 (24 年)		66.0 人以下 (26 年)	
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方									
目標項目の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数								
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できませんでしたが、平成 27 年度目標値 66.0 人を計画的に達成できるよう数値目標を設定しました。								

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12201 がん予防・早期発見の推進 (健康福祉部医療対策局)	がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 24.4%	乳がん 24.2%
		子宮頸がん 28.8%	子宮頸がん 28.3%	0.98	子宮頸がん 30.9%
		大腸がん 24.2%	大腸がん 23.4%	0.97	大腸がん 27.9%
		(23 年度)	(23 年度)		(24 年度)
		乳がん 20.8%	乳がん 19.8%		
		子宮頸がん 26.7%	子宮頸がん 28.3%		
		大腸がん 20.5%	大腸がん 23.4%		
		(22 年度)	(23 年度)		
12202 がん治療・予後対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	681 人	673 人	0.94	804 人
		557 人			1,050 人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	183	163	207		
概算人件費		36			
(配置人員)		(4 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ がんの予防・早期発見を推進するため、9 市町が実施する全国の先進事例に基づくがん予防の取組を支援するとともに、民間企業やNPOと連携して啓発活動を実施
- ・ 科学的根拠に基づくがん対策の推進のため、県内のがん患者について、その診断・治療・予後に関する情報を収集する地域がん登録を推進 (14 病院、登録届出件数 27,629 件、累計件数 40,359 件)
- ・ がん診療等の医療機関の連携体制を強化するため、ITを活用した三重医療安心ネットワークを運用し、県内医療機関での診療情報の共有を促進 (情報開示病院 8 か所、情報閲覧病院 136 か所、登録患者 2,816 名)
- ・ 医療提供体制の充実を図るため、がん治療のための施設や装置等の設備を整備 (施設整備 1 か所、設備整備 2 か所)
- ・ 緩和ケアの質の向上を図るため、がん診療に携わる医師・看護師等を対象に緩和ケアの基本的な知識・技能を習得するための研修会を 7 病院で実施 (受講者 116 名、累計 673 名)
- ・ 県がん相談支援センターの相談 (603 件) を実施するとともに、毎月第 1 日曜日も相談を実施するなど相談体制を充実
- ・ 肝炎に関して、広報誌、リーフレット等を通じて正しい知識や早期治療に関する普及啓発を図るとともに、ウイルス性肝炎の治療費助成 (新規 351 件) を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ がん検診受診率向上のため市町の取組を支援するとともに、日本女子サッカーリーグに属するサッカーチームと乳がん検診推進のための協定締結などにより、県民の皆さんに対して、がんに関する正しい知識とがん検診の重要性について普及啓発を進めましたが、本県の乳がん検診の受診率は 19.8%と目標値 24.4%を下回っています。内閣府の調査によると、がん検診を受診しない理由は「受ける時間がない」のほか、「がんであると分かるのが怖い」、「費用がかかり経済的負担が大きい」、「健康状態に自信があり必要性を感じない」などとなっており、調査結果を踏まえた受診促進のための普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 関係機関・団体等と「三重県がん対策戦略プラン第2次改訂」の策定に取り組みました。策定したプランの実効性を確保するとともに、県民の皆さんと一体となってがん対策に取り組む必要があります。
- ・ 地域がん登録の届出件数は、13 病院 12,730 件（平成 23 年度末）から 14 病院 40,359 件（平成 24 年度末）に増え、がんの実態把握を進めているものの、平成 23 年から開始したがん登録の集計データでは、罹患数、生存率を正確に把握するには至っていません。精度の高いがん登録を実施するためには、がん登録の届出数の増加とともに、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。また、がん登録データを集計分析して、がん対策の基礎資料として活用につなげる必要があります。
- ・ 三重医療安心ネットワークを拡充する取組を進めた結果、病院の処方や検査結果、画像情報等の共有が進んでいます。今後、主要病院の参加拡大により、検査の重複をなくすなど患者の負担軽減を図るとともに、診療情報の共有化による医療機関の連携策を検討する必要があります。
- ・ 放射線治療のための施設やデジタルマンモグラフィ装置等の設備が整備され、県民の皆さんのがん診療・治療に活用されていますが、がん診療連携拠点病院等を中心にさらなる施設・設備の充実が必要です。
- ・ 緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修を 7 病院において実施しましたが、がんと診断された時から心のケアも含めた緩和ケアの提供をするためには依然として人材が不足しています。
- ・ 県民の皆さんが、各地域でがん相談ができる体制づくりが進んでいます。がん診療連携拠点病院等に設置されたがん相談支援センターにおいて、がん患者とその家族の多様化するニーズに対応できる相談支援や情報提供が必要です。
- ・ 県肝疾患専門医療連絡協議会を開催して、肝炎に関し医療機関と情報共有、意見交換を行うとともに、広報誌、リーフレット等を通じた正しい知識や早期治療に関する普及啓発に取り組みましたが、肝炎対策のコーディネーター養成は、実施態勢が整わず遅れています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 受診率向上に有効と考えられる個別受診勧奨や個別検診の推進、特定健診との同時実施など、受診しやすい環境づくりを各市町に働きかけます。また、「2 人に 1 人が、がんにかかること」など、がんに関する正しい知識の習得と理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通じて周知を図るとともに、民間企業等と連携して、がん及びがん検診の必要性に関する啓発の取組を展開します。さらに医療関係者やがん患者等の参画を得ながら、がん対策推進に関する条例の制定に取り組みます。
- ・ 医療機関に対して院内がん登録の実施を働きかけ届出件数の増加を図るとともに、地域がん登録に関わる担当者の資質向上のための実務研修を開催します。また、三重大学が行う地域がん登録で収集したデータを解析して、がんに関する予防・治療対策の評価・立案の活用を検討します。
- ・ 医療連携を強化する三重医療安心ネットワークについて、参加する医療機関の拡大を進めるとともに、

地域の中核病院と地区医師会が三重医療安心ネットワークを活用して、急性期から在宅まで切れ目ない医療連携のシステム化に取り組みます。

- ・ がん診療連携拠点病院で構成する県がん診療連携協議会において、がん診療やがん登録の連携を進めるとともに、がん患者がその居住する地域にかかわらず、等しく適切ながん治療を受けられよう、がん診療に関わる病院の医療施設や設備の整備を促進します。
- ・ 緩和ケアに関する医療体制充実のため、がん診療拠点病院以外の医師の研修修了者を増加させるため、さまざまな機会を通じて研修会への医師の受講参加を促進します。緩和ケアの人材不足の課題に対しては、看護師、薬剤師等の医療従事者にも受講の対象をさらに拡大し人材育成を進めます。
- ・ がん相談支援センターが医療機関、がん患者会等と連携して、最新のがん情報の提供をきめ細かく対応します。また、がん相談支援センター相談員の資質向上を図るため、国立がん研究センター等が実施する研修に参加した相談員による伝達研修を実施するなど、各病院が連携して相談員全体の資質向上を図ります。
- ・ 医療機関との連携を図りながら、市町、民間企業等を対象に肝炎対策コーディネーター養成のための研修を開催します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ 乳がんを中心に検診受診率の向上を図るため、昨年度の実績について分析し、より効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、検診の普及啓発に当たっては、NPO、関連企業等とも連携して取り組みます。
- ・ 戦略プランの実効性を確保し、がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた対策を総合的に進めるため、医療関係者やがん患者等の参画を得ながらがん対策推進に関する条例を制定します。

施策 1 2 3

こころと身体 の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のときも、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標に届かなかった活動指標があるものの、健康寿命はほぼ目標値を達成しており、また健康づくり関係の計画を策定する中で関係者の意識の醸成も図られたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 0.996	男 77.6 歳 女 80.6 歳 (24 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
		男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	女 0.99		

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できませんでしたが、平成 27 年度目標値を達成できるよう、平成 25 年度においては、平成 24 年度実績値から毎年 0.5 歳程度の延伸をめざし目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部医療対策局)	8020 運動推進員数		249 人	0.90	276 人
		222 人	225 人		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		7地域	1.00	9地域	9地域
		6地域	9地域			
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	特定健康診査受診率		43.2% (23年度)	0.95	47.1% (24年度)	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,667	2,827	2,723		
概算人件費		370			
(配置人員)		(41人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 「ヘルシーピープルみえ・21」の最終評価を行い、その結果をふまえて「三重の健康づくり基本計画」を策定
- ・ 運動・食事・禁煙など、県民の皆さんの生活習慣の改善を促進するため、NPOとの協働によるウォーキング大会、たばこの煙の無いお店の登録(286店舗)などを実施
- ・ 生活習慣病対策のため、市町や県医師会等と連携して生活習慣の改善に向けた普及啓発や、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上への取組を実施
- ・ 保健師、栄養士等に対する研修を実施したほか、大規模災害の発生に備えて、「災害時保健師活動マニュアル」をはじめとした各種マニュアルを作成
- ・ みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するために「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定
- ・ 8020運動推進員が子どもや障がい者に対して歯科保健指導等を行うなど歯科疾患予防を実施
- ・ 自殺対策を総合的に推進するため、「第2次三重県自殺対策行動計画」を策定
- ・ メンタルパートナーの養成(10,513名、累計15,781名)や地域自殺・うつ対策ネットワークの設置(9か所)など、各地域における自殺対策の基盤づくりを推進
- ・ 医療相談、訪問相談、訪問診療等を実施し、難病患者の在宅療養生活を支援
- ・ 県難病支援相談センターにおいて各種相談(4,293件)に応じるとともに、筋無力症患者会の設立を支援
- ・ 56疾病12,000人余りの特定疾患患者等に対して医療費を助成
- ・ 児童の臓器移植時に迅速に虐待情報を回答するための体制を整備

平成24年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・ 関係機関・団体等とともに「三重の健康づくり基本計画」を策定する中で、関係者で健康づくりに対する意識の醸成が図られました。特定健康診査の受診率(三重県保険者協議会調査)は、市町国保が他の医療保険者と比較して低く、特に40歳代、50歳代男性の受診率が低いことから、対象を絞った重点的な取組が必要です。

- ・新たに「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定し、市町、関係機関・団体等と歯科保健に関するそれぞれの役割をあらためて確認するとともに、大学、歯科医療関係者と連携して、児童虐待早期発見のため、MIES*（ミエス）の開発・改良を進め、学校歯科健診時の活用に向けて検討を行いました。今後、子どものフッ化物の普及や災害時の歯科保健対応等の課題に対応していく必要があります。
- ・「第2次三重県自殺対策行動計画」を策定するとともに、メンタルパートナーの養成や地域自殺・うつ対策ネットワークを9地域で設置し、県民の皆さんが相談できる体制づくりを進めました。また、養成したメンタルパートナーの活用やフォローアップの方法を確立する必要があります。
- ・ひきこもり支援の取組を推進するため、関係機関とのネットワークの構築や情報を広く提供する体制の整備が必要です。
- ・特定疾患患者に対する医療費助成により、患者の安定的な療養生活を支援しましたが、国において、法制化も含め見直しが進められている難病対策の検討結果を受けて、本県が実施する難病対策事業も見直しが必要になります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、市町国保等が実施する、年齢層などターゲットを絞った受診勧奨やがん検診との同時実施の取組を促進します。また、実践者育成研修を実施するなど、市町等の取組を支援します。
- ・県内各地域で、ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した健康づくりを進めるため、NPOや関係機関・団体、大学、市町等と連携して先駆的な健康づくりの情報収集、調査等を行う研究会を設置します。また、みえライフイノベーション総合特区の取組との連携を検討します。
- ・歯科口腔保健を一元的に推進する機関として、歯科医師、歯科衛生士を配置した口腔保健支援センターを県庁内に設置し、フッ化物を利用した歯科疾患予防対策など歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。また、東日本大震災をふまえた災害発生時の歯科保健医療体制の確保や中山間地域等における歯科検診、MIESを活用した歯科保健からの児童虐待防止について、市町、関係機関・団体等と取組を進めます。
- ・「第2次三重県自殺対策行動計画」に基づき、対象者を明確にした課題別の対策に取り組みます。また、メンタルパートナーの活用等が課題となっていることから、カリキュラムの見直しを行うとともにスキルアップ研修を実施して、より専門性の高い人材を育成します。
- ・ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり支援に取り組む関係機関と連携を強化します。
- ・国における難病対策の検討状況を注視しながら、適切な難病対策が行えるよう国に提言を行うとともに、法制化など難病対策の見直しに迅速・的確に対応していきます。

特に注力するポイント（平成25年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、関係者で構成する研究会を設置し、県内外の先駆的な健康づくりについて情報収集、調査等を行います。
- ・口腔保健支援センターにおいて、歯と口腔に関する正しい知識や生活習慣の改善、フッ化物の利用に関する普及啓発に取り組むとともに、歯科保健からの児童虐待防止の取組について市町や県歯科医師会等と取組を進めます。

施策131 犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成27年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標は、目標値を達成しましたが、活動指標の平均達成率が約92%であることから、「ある程度進んだ。」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度	24年度		25年度	27年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
率先して防災活動に参加する県民の割合	22,215件	21,900件 以下 21,493件	1.00	21,300件 以下	21,000件 以下	
目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
25年度目標値の考え方	官民一体となった犯罪抑止活動を推進した結果、平成24年の目標値を達成しましたので、その実績値を踏まえた上で、目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度		25年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数	3,641件	3,200件 以下 3,458件	0.93	3,200件 以下	3,200件 以下
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	凶悪犯の検挙率	71.6%	80.0% 73.0%	0.91	80.0%	80.0%
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	主な侵入犯罪の検挙人員	194人	210人 193人	0.92	210人	210人
13103 組織犯罪対策の推進（警察本部）	暴力団検挙人員	250人	280人 216人	0.77	280人	280人

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13104 犯罪被害者等支援対策の充実(警察本部)	犯罪被害者等支援の理解者	2,603人	3,500人	1.00	3,500人	3,500人
			4,284人			
13105 県民の安全を守る活動基盤の整備(警察本部)	交番・駐在所施設の充実度	38.8%	40.0%	1.00	41.0%	43.0%
			40.0%			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	3,945	3,531	3,430		
概算人件費					
(配置人員)					

平成24年度の取組概要

- ・地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進(防犯ボランティア8団体に防犯活動物品支援)
- ・少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティアと連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進(「少年の居場所づくり」を8回実施)
- ・街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備(6基を更新)
- ・県民に不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等の早期検挙を図るため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化、各種捜査支援システムの拡充などを推進(平成9年伊賀署管内発生 of 強盗殺人事件を検挙)
- ・暴力団等による組織犯罪に対処するため、あらゆる法令を活用した戦略的な取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進(薬物事犯被疑者123人を検挙、拳銃8丁を押収)
- ・暴力団排除条例を活用し、社会全体で暴力団の排除に取り組むための各種広報・啓発活動等を実施(条例施行1周年キャンペーンを4月に実施)
- ・犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターを始めとする関係機関・団体と連携し、きめ細かな支援を推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運の醸成に向けた各種広報・啓発活動を実施(「命の大切さを学ぶ教室」を16回開催)
- ・地域における「生活安全センター」である交番・駐在所の機能を強化するため、相談室を始め、地域住民がより利用しやすい環境に配慮し、建て替え整備を推進(駐在所2か所を建て替え)

平成24年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・「安全で安心な地域社会」の実現に向けて、警察の活動はもとより、県民と連携・協働した活動を推進した結果、県内における平成24年中の刑法犯認知件数は、21,493件と、前年に比べ722件減少し、過去10年間で最少を記録しました。とはいえ、個別に見ていくと、例えば、県民に強い不安を与える凶悪犯罪の検挙率は、殺人と強盗は前年に比べて上昇しているものの、強姦と放火は低下しています。また、主な侵入犯罪の検挙人員は、侵入窃盗は増加したものの、侵入強盗、住居侵入は減少していることから、これらの検挙向上が課題となっています。
- ・こうした厳しい治安情勢の中で、犯罪の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、侵入犯罪等に対

する検挙活動を一層推進する必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・街頭犯罪等の発生状況を分析し、自主防犯活動団体等への犯罪情報の提供や連携した街頭活動を推進するなど、地域の犯罪情勢に即した抑止対策を展開します。また、子ども等が犯罪の被害に遭いにくい生活環境を確保するため、学校や駅周辺に街頭緊急警報装置を整備します。
- ・県民が強い不安を感じる凶悪犯罪や凶悪犯罪に移行しやすい侵入犯罪を早期に検挙するため、初動捜査活動の強化を始め、現場における鑑識活動の徹底、捜査支援システムの活用などの捜査を強力に推進します。
- ・暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、あらゆる法令を活用した違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- ・社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、関係機関・団体等と連携した幅広い広報・啓発活動を実施します。
- ・警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番、駐在所等の施設や、複雑化、多様化、広域化する犯罪等に的確に対応する各種捜査支援システムなどを整備します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【警察本部 警務部首席参事官 西川 稔 電話：059-222-0110】

- ・県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、サイバー犯罪等の変化する犯罪情勢に的確に対応するとともに、特に県民に強い不安を与える凶悪犯罪の徹底検挙を強力に推進します。
- ・地域における自主防犯活動の活性化を図るため、次代を担う若者の参画を促進するほか、積極的に犯罪情報・地域安全情報の提供を行うことで、地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域社会の連帯感や絆を強化して、県民の身近で発生する犯罪を減少させていきます。

施策 1 3 2

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 23 年と同数を維持したものの目標を達成できませんでしたが、活動指標については、3 項目のうち 1 項目は目標を達成し、残り 2 項目においても目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数	95 人	90 人以下 95 人	0.95	85 人以下	75 人以下	
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
25 年度目標値の考え方	第 9 次三重県交通安全計画において平成 27 年の目標値を 75 人以下としていることから、平成 24 年度の現状を踏まえ、10 名の減少をめざすこととしました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	13,908 人	13,300 人以下 13,382 人	0.99	12,800 人以下

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13202 安全で快適な交通環境の整備(警察本部)	信号機の整備箇所数(累計)		3,160 か所	1.00	3,190 か所	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所			
13203 交通秩序の維持(警察本部)	シートベルトの着用率		96.5%	0.99	97.0%	98.0%
		95.9%	95.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	5,490	4,183		
概算人件費		144			
(配置人員)		(16人)			

平成 24 年度の取組概要

- 交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根付かせるため、三重県交通安全研修センターを活用した、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成(1,217人)
- 老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者(交通安全活動指導員〔シルバーリーダー〕)の育成(指定自動車教習所での参加・体験・実践型交通安全教育の受講者数：311人、連絡会議：警察署の区域単位(15か所)で開催)
- 四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施(四季の交通安全運動への参加者数：126,825人)
- 「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通安全教育・啓発活動の実施(交通安全教室開催回数：424回、交通安全教室への参加者数：29,071人)
- シルバーリーダーによる交通安全活動の実施(交通安全講習会、通学路における交通安全指導、街頭啓発活動の実施など)
- 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備(信号機新設：30基)
- 全国で相次いで発生した通学児童死傷者多数事故を受けて、公立小学校等の通学路に対する緊急合同点検の実施(392校)
- 飲酒運転や速度違反などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動の実施

平成 24 年度の成果と残された課題(評価結果)

- 県内の交通事故による死者数・負傷者数は、長期的に見るといずれも減少を続けていますが、反面、1日当たり約37人ももの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けていただくため、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- 平成24年1月の「交通安全教育のあり方検討懇話会」提言を受け、三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成するとともに、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や設備・機器の改善等を図っていく必要があります。
- 高齢社会の進展に伴い、平成20年以降、交通事故死者数の半数以上を65歳以上の高齢者が占める状

況（平成 24 年 50.5%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。

- ・特に、高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ・通学路緊急合同点検等により交通安全施設整備等の必要箇所が把握されたことから、緊急性等を勘案しながら整備等を推進していく必要があります。
- ・県内の飲酒運転による取締件数は、道路交通法改正により年間 600 件程度まで減少してきていますが、根絶には至っていません。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県内における主体的な交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者の育成に努めます。
- ・交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の習慣化を促進するため、三重県交通安全研修センターを活用して、交通安全教育を推進します。
- ・高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブで交通安全活動を行うシルバーリーダーに対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新たな人材の育成・資質向上（フォローアップ）に取り組めます。
- ・県民一人ひとりの交通安全意識を向上させるため、変化する交通情勢に的確に対応した、「交通安全アドバイザー」による交通安全教育および広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。
- ・生活道路や新設道路について、信号機の新設、改良などを計画的に推進し、歩行者をはじめとする道路利用者の安全で快適な交通環境を実現するとともに、特に、通学路における重点的な交通安全施設整備に取り組んでいきます。
- ・交通ルールの遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な交通違反やシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた指導取締りを行うとともに、交通安全教育・広報啓発活動を推進し、正しい交通マナーの実践を促進します。
- ・飲酒運転根絶に向けた啓発等の取組を進めるとともに、飲酒運転防止に関する条例検討会における議論を注視していきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根付かせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に育成するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実強化や設備・機器の改善を行い、センターがより有効活用されるよう取り組んでいきます。
- ・高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組めます。
- ・通学路緊急合同点検結果等による交通安全施設整備等の必要箇所を優先するよう配慮しつつ、生活道路や新設道路における信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進します。
- ・飲酒運転防止に関する条例検討会における検討状況を踏まえて、飲酒運転の根絶に向けて適切に対応していきます。

施策 1 3 3

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

めざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成できませんでしたが、2つの活動指標は達成し、消費者トラブルの予防や解決に向けた知識の習得や意識の醸成が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数	53,322 件	54,500 件 51,032 件	0.94	54,500 件	56,000 件
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できなかったため、その目標値 54,500 件を再度めざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.8%	97.6%	1.00	98.9%	100%
		96.8%	98.4%		98.9%	100%
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.8%	97.3%	1.00	98.6%	100%
		96.8%	98.0%		98.6%	100%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	178	95		
概算人件費		135			
(配置人員)		(15 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会（5 月）や消費者教育シンポジウム（12 月）、出前講座（34 回）、青少年消費生活講座（15 回）等啓発事業を実施するとともに、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報提供を実施
- ・消費者啓発地域リーダー養成講座を開催（5 回 22 人登録）するとともに、消費者教育教材の DVD（高齢者向け・若者向け）や Web コンテンツを製作し、市町や学校に配付
- ・消費生活相談員（啓発担当）の 2 名配置、不当商取引指導専門員の 1 名増員、専門家活用等による県消費生活センターの機能強化
- ・金融分野の消費生活相談員通信講座の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上
- ・市町相談窓口の巡回訪問事業、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等による市町相談窓口の技術的な支援を行うとともに、市町の広域連携による相談体制充実の助言、調整
- ・事業者に対して、特定商取引法に基づく行政処分や指導（7 回）、景品表示法に基づく調査・指導を実施（35 回）、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導を実施（11 回）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・消費生活講座等の開催やさまざまな広報媒体による情報提供・啓発活動、相談における自主的解決に向けた助言、事業者指導等を行った結果、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されるとともに、相談を受けた消費者トラブルを解決につなげることができました。また、市町への支援を行った結果、消費生活相談員が配置された市町のうち 2 市 1 町で、相談員配置日が増設され、相談窓口が充実しました。
- ・相談件数は減少傾向にありますが、商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、高齢者が被害に遭う割合が増加しています。
- ・県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。
- ・悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に高齢者の被害を防止するため、市町等と連携し、消費者啓発地域リーダーの養成及び活動支援、老人会等への働きかけなどにより、地域における自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。
- ・「消費者教育を総合的、一体的に推進する」ことを目的に制定された、消費者教育推進法の施行を受け、関係団体等との連携を強化し、消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の検討を行うとともに、消費者教育の指導者研修や教材の充実に取り組みます。

- ・消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や専門家活用等を行うことで、市町相談体制の維持充実を支援します。また、県相談員による市町相談窓口への日常的助言のほか、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制について助言や調整等支援を行うとともに、基金活用による積極的取組を働きかけ、県内の相談体制充実を図ります。
- ・悪質な商取引について、国や他都道府県及び警察など他機関との連携を強化し、効果・効率的な事業者指導を実施するとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話：059-224-2468】

- ・国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、基金を活用して整備された市町の相談体制の維持・充実に向け、単独での相談員配置が難しい市町や周辺市町に対して広域的連携による体制整備を働きかけていきます。
- ・消費者教育推進法の施行を受け、学校や地域、大学等の関係機関との連携を強化し、消費者教育の推進策を協議する場を設けるとともに、事業実施期間が延長された基金を活用して人材育成や教材充実等の具体的取組を進めます。
- ・地域における消費者教育については、特に高齢者の被害を防止するため、引き続き市町等と連携し、消費者啓発地域リーダー等の担い手育成や教材提供等により、自主的な啓発活動を促進します。

施策134

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成27年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で24年度目標値を達成しており、県内各地で薬物乱用防止対策が進んでいることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	204,790人	245,200人 264,566人	1.00	295,200人	395,200人

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
25年度目標値の考え方	平成24年度は、薬物乱用防止講習会の開催に集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成25年度においては、27年度の目標達成に向けて、24年度目標値を基準として毎年5万人の参加をめざす目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止事業の協力者数	2,933人	2,981人 3,014人	1.00	3,052	3,194人
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部）	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0% 0%	1.00	0%	0%
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保（健康福祉部）	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件 0件	1.00	0件	0件
13404 人と動物との共生環境づくり（健康福祉部）	犬・猫の引取り数	3,373頭	3,351頭 3,249頭	1.00	3,285頭	3,285頭

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	164	161	160		
概算人件費		361			
(配置人員)		(40 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会を開催（参加者数 59,776 人）
- ・ 薬物依存者やその家族からの相談に対して、薬物問題に取り組む関係機関と連携して対応（相談件数 32 件）
- ・ 民間団体と連携して薬物依存者の家族を対象とした家族教室を開催（教室開催：5 回）
- ・ 医療用麻薬等の不正流通を防止するため、医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関や薬局等に立入検査を実施（1,482 施設）
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,421 施設）
- ・ 「くすりの相談テレホン」で県民の皆さんからの問い合わせに対応（相談件数 4,153 件）
- ・ 平成 24 年 6 月に、市町のほか民間協力団体や学生ボランティア団体などで構成する三重県献血推進連絡会を設置（開催回数 2 回）
- ・ 三重県献血推進連絡会に参加する学生が中心となって平成 25 年 2 月に三重県学生献血推進連盟（みえっち）が設立され、活動を開始
- ・ 献血意識向上のため、「愛の血液助け合い運動」、「クリスマス献血キャンペーン」等の街頭ページェントを実施（35 回）
- ・ レジオネラ感染症対策として公衆浴場、旅館業等の営業施設等への自主衛生管理の促進（自主衛生管理定着率 95.6%）
- ・ 三重県動物愛護管理推進計画に基づく犬との正しい接し方教室や動物愛護教室を開催（教室参加者数 2,471 名）
- ・ 犬および猫の譲渡事業を実施（犬の譲渡数 54 頭 猫の譲渡数 20 匹）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会を開催するとともに、関係機関や民間団体などと連携して啓発活動を行い、青少年を中心とした多くの県民の皆さんに薬物乱用の恐ろしさを知っていただくことができました。今後も、これらの活動を継続していくとともに、連携して取り組んでいた団体を増やしていく必要があります。
- ・ 違法・脱法ドラッグの販売の恐れのある店舗への立入調査を行うとともに、違法・脱法ドラッグの危険性について、県ホームページでの広報、講習会の活用やパンフレット等の配布などにより県民の皆さんに対して啓発を行いました。引き続き、立入調査や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。
- ・ くすりの相談テレホンには、非常に多くの相談があり、医薬品等に関する県民の皆さんの関心が高いことから、引き続き情報提供を進める必要があります。
- ・ 市町等との協力体制の確保を目的に三重県献血推進連絡会を平成 24 年 6 月に設置し、25 年 2 月には若年層の献血意識の向上を目的に三重県学生献血推進連盟が設立されました。一方、高校生への啓発活動については、ヤングミドナサポーター（高校生等若年層の皆さんを対象に、献血に関心を

持ってもらうため、街頭献血啓発活動等を行うボランティア)の登録者数が年々増加しているところですが、現時点では、献血者数増には結びついていません。今後は、これらの会と連携して、若年層への啓発活動や献血者数の拡大に取り組んでいくことが必要です。

- 生活衛生営業施設等の監視指導を行うとともに、これらの施設による自主衛生管理を促進した結果、生活衛生営業施設における健康被害は発生しませんでした。レジオネラ感染症のリスクが高い公衆浴場施設について、引き続き、自主衛生管理を促進していく必要があります。
- 犬との正しい接し方教室や動物愛護教室を開催し、多くの県民の皆さんに動物愛護の精神を学んでいただきました。また、犬・猫の処分頭数を減らすため、犬・猫の譲渡事業を実施しましたが、さらにこの事業をすすめ、県に収容された犬・猫が生存する機会を増やしていくことが必要です。
- 動物愛護管理事業を推進するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に合わせた計画的な対策が必要です。また、三重県動物愛護管理センターの機能充実が求められています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- 今後も、民間団体、学校、市町等と連携するとともに、協力団体等を増やすことにより、一人でも多くの県民に薬物乱用の恐ろしさを伝えていきます。また、薬物依存者やその家族からの相談に対しては関係機関と連携し、再乱用防止に努めます。
- 違法・脱法ドラッグ対策については、平成 25 年 3 月 22 日に、化学構造が類似している物質群を指定薬物として包括的に規制する制度が導入されるなど、規制がより強化されたこともあり、引き続き、関係機関と連携して立入調査を実施し、厳正・的確な対応をしていくとともに、薬物乱用防止講習会などで違法・脱法ドラッグの危険性を伝えていきます。
- 医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- 三重県献血推進連絡会を基盤に、三重県学生献血推進連盟や関係機関と連携して、若年層への啓発活動や献血者の確保に取り組んでいきます。特に、高校生の献血意識向上を図るため、各高校を訪問し、ヤングミドナサポーターへの登録、赤十字血液センターが開催する献血セミナーへの協力依頼を行います。
- 生活衛生営業施設において感染症による健康被害を発生させないために、生活衛生関係営業施設等の監視指導を行います。また、公衆浴場施設でのレジオネラ感染症対策等の自主衛生管理を促進していきます。
- 犬・猫の譲渡事業を拡大するとともに、犬との正しい接し方教室や動物愛護教室などにより、習性に合わせた飼育や終生飼養等について県民の皆さんに普及啓発を行うことで、さらなる犬・猫の処分頭数の減少に努めます。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に合わせた環境省の基本指針が平成 25 年 9 月に定められることから、その内容に則して三重県動物愛護管理推進計画の改訂を行います。また、三重県動物愛護管理センターの機能充実についても引き続き検討します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 永田 克行 電話:059-224-2321】

- 薬物の乱用を未然に防止することが重要であり、その恐ろしさについて広く県民の皆さんへ啓発するため、啓発活動に取り組んでいただける団体をさらに拡大していきます。
- 三重県動物愛護管理推進計画の改訂作業に取り組むとともに、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等について検討します。

施策 1 4 1

介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標は、1つを除き平成 24 年度目標値を達成しており、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者の解消が進みつつあることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,123 人	1,572 人 1,740 人	0.90 (1,572 人/1,740 人)	1,097 人	0 人

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数
25 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度までに計画的に解消することをめざし、25 年度の目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数	566 人	636 人 656 人	1.00	706 人	846 人
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	13,477 床	14,227 床 14,027 床	0.73	14,837 床	16,497 床

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)		63,000人 (23年度)	1.00	87,500人	87,500人 (26年度 80,000人)
		49,385人 (22年度)	65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度)			
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数		741人	1.00	893人	930人
		678人	874人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	25,055	25,635	25,510		
概算人件費		325			
(配置人員)		(36人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 認定調査員などの資質向上に向けた研修の実施 (1,760人)
- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修の実施 (1,826人)
- ・ 介護従事者を対象とした資質向上のための研修の実施 (275人)
- ・ 「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づき、特別養護老人ホームの整備促進(特別養護老人ホーム550床(内160床は平成25年度に繰越))
- ・ 高齢者関係施設が実施する耐震診断の費用に対する助成(3施設)
- ・ 地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター*職員等に対する研修の実施(723人)
- ・ 介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修の実施(480人)
- ・ 認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定(1か所)、「地域型認知症疾患医療センター」の指定(3か所)
- ・ 認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」の設置
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 老人クラブに対する活動費助成(1,819クラブ)、全国健康福祉祭への県選手団の派遣(106人)

平成24年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・ ケアマネジャーや介護職員など、介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得が進みました。今後も、質の高いサービスが提供されるよう、引き続き介護従事者の人材育成や資質向上に取り組んでいくことが必要です。
- ・ 市町と連携して、特別養護老人ホームの介護基盤の整備を進めましたが、入所待機者の解消に向けての課題として、施設整備計画の内容が十分でない事業者もあることや施設によっては必ずしも介護度が重度で在宅の入所待機者が優先的に入所していない状況等があります。

- ・ 高齢者関係施設の耐震診断の結果、2施設について耐震補強が必要です。また、大規模災害に備えて、施設間での入所者の受入れ等の協力体制を整備しておくことが重要です。
- ・ 地域包括支援センターの機能強化のため、高齢者の個別具体的な課題や困難事例の解決を図るための専門アドバイザーを派遣（8回）しました。今後も、高齢化の進展に伴う一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ・ 市町職員等を対象とした介護予防研修の実施により、市町をはじめとする関係機関の介護予防に関する取組を促進しました。今後も、高齢化の進展により要支援・要介護認定者が増加する中、介護予防のより効果的な取組が必要です。
- ・ 新たに「基幹型認知症疾患医療センター」を指定することにより、専門医療や専門医療相談を充実させるとともに、市町や企業と連携して認知症サポーター養成講座を進めた結果、当初の想定を超えて認知症サポーターを養成することができました。しかし、認知症高齢者は増加傾向にあることから、今後、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- ・ 高齢者虐待は、ここ3か年は毎年減少していますが、依然として毎年発生（平成23年：293件）しています。虐待の早期発見に向け、関係機関への研修や関係機関同士のネットワークの構築が必要です。
- ・ 高齢者の社会参加活動や地域貢献活動等に関する研修会などを実施しました。地域の絆が希薄化してきていることから、今後も、より多くの元気な高齢者が地域社会における活動の担い手となることが期待されています。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修および介護施設等における看護職員や介護職員に対する研修を実施し、サービスの向上を図ります。
- ・ 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、施設整備を予定している事業者に対して説明会等を実施し、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めます。また、施設に対して「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った入所基準の適切な運用を促します。
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所施設については、災害時の利用者の安全確保が重要であり、また、在宅被災者の避難所ともなることから、耐震補強が必要と判明した施設の耐震化の取組を支援するとともに、施設間等の災害支援協定の締結を支援するなど防災対策を進めます。
- ・ 地域包括ケアの取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修の実施や専門アドバイザーの派遣に加えて、新たに事例検討会等を行う地域ケア会議の運営支援を行う専門家を派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援します。また、医療と介護の連携を進めるための研修を開催します。
- ・ 市町における介護予防の効果的な事業実施に向けて、研修の開催や先進事例の情報提供などの支援を行うとともに、新たに市町が実施する介護予防事業の情報収集や分析など事業評価等を行います。
- ・ 高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町、地域包括支援センター職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して実施します。また、虐待防止に向け、自治会や民生委員、地域の企業等の地域関係者から構成されるネットワークの構築に取り組む市町を支援するとともに、市町が行う困難事例への対応が円滑に行われるよう、引き続き民間の専門家の協力を得て相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 「地域型認知症疾患医療センター」を東紀州地域において新たに指定するとともに、かかりつけ医への研修や認知症サポーターの養成など、地域における支援体制の構築を進めます。

- ・ 地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとした高齢者団体等への研修の実施や、高齢者の健康づくり、スポーツ活動などの支援を行うことにより、元気な高齢者が地域社会で活躍できる取組を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【健康福祉部 次長 宮川 一夫 電話：059-224-2251】

- ・ 特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた介護保険施設の整備や施設利用者の安全を確保するための耐震改修等を支援します。
- ・ 効果的な地域包括ケアを推進するため、介護予防事業の事業評価等の実施や地域包括支援センターの機能強化の支援など、市町や関係機関と連携して、在宅サービスの充実、認知症対策、介護予防等に取り組めます。

施策 1 4 2

障がい者の自立と共生

【担当当局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標もほぼ目標を達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,122 人	1,203 人 1,233 人	1.00	1,294 人	1,476 人
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数				
25 年度目標値の考え方	グループホームや日常生活の場の計画的な整備等により、障がい者が地域で自立し、また、安心して暮らすことができるよう、平成 25 年度の目標値を設定しました。				

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622 人	4,838 人 5,427 人（見込）	1.00	5,438 人	5,438 人
14202 障がい者福祉サービスの充実（健康福祉部）	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	75 人	80 人 80 人	1.00	85 人	95 人
14203 障がい者の相談支援体制の整備（健康福祉部）	総合相談支援センター*への登録者数	5,299 人	5,520 人 5,315 人	0.96	5,740 人	6,180 人

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14204 精神障がい者の 保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移 行した精神障がい者数 (累計)		410人	1.00	460人	560人
		372人	418人			
14205 障がい者の社会 参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大 会参加者数		1,450人	0.90	1,500人	1,600人
		1,303人	1,300人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,188	13,800	15,316		
概算人件費		766			
(配置人員)		(85人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数 3 か所）
- ・ 障がい者の安全・安心確保のため県内の障害者入所施設の耐震化を支援（1 件）
- ・ 福祉、雇用、教育、農業分野等が連携して障がい者の就労支援等の取組を進めるため、「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を開催（平成 24 年 7 月）
- ・ 共同受注窓口*により障害者就労施設の受注拡大に向けて関係機関への PR 等を実施
- ・ 社会的事業所*に対する支援制度を設け、その設置を促進
- ・ 県内障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターによる相談事業を実施
- ・ 精神障がい者とその家族の地域生活定着のため、アウトリーチ（訪問支援）*事業の実施
- ・ 障がい者スポーツ普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体設立を支援（4 団体設立）
- ・ 芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（平成 25 年 3 月開催：ステージ発表（19 組、約 240 人）、作品展示（約 230 点））
- ・ 情報コミュニケーション支援のために「三重県聴覚障害者支援センター」を設置（平成 24 年 4 月）
- ・ 補助犬キャラバン隊による普及啓発活動を実施（5 か所）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 新たにグループホーム 3 か所を整備し、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内 4 か所の福祉型障害児入所施設において加齢児の地域移行に取り組みましたが、まだ、一部の加齢児は施設に入所を続けている状況です。
- ・ 障がい者関係の入所施設の耐震整備を行いました。未整備の施設が 1 か所残っています。
- ・ 共同受注窓口における受注拡大に取り組んだ結果、10,161 千円の売上実績がありました。障がい者の雇用拡大や工賃アップにつなげるためには更なる取組が必要です。また、平成 25 年度から施行される障害者優先調達推進法の具体的な対応方針を定め、障害者就労施設等からの公契約の拡大等を実施していく必要があります。
- ・ 社会的事業所については、設置に向けて、意欲のある法人および関係市町に協力を依頼しましたが、先例の少ない新たな取組であることや事業の継続性の面などから理解が得られず、その開設には至りませんでした。
- ・ 制度改正により、平成 26 年度までに、原則、障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい者にサービス等利用計画を作成することとなったため、相談支援体制の充実を図る必要があります。

- ・ 精神科病院と関係機関等が連携しアウトリーチを実施し、精神障がいのある人 25 名に対する支援を行いました。また、輪番制による精神科救急医療体制と電話による 24 時間精神科医療相談を実施し、平成 24 年度は、緊急入院 337 件、外来診療 437 件、その他相談助言も含め 2,965 件の利用実績がありました。今後も、精神障がいのある人やその家族が、いつでも、どこでも安心して医療などが受けられるような体制を継続していく必要があります。
- ・ 平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、新たに 4 競技団体が結成されましたが、引き続き、新たな競技団体の結成・育成支援、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障がい者スポーツ指導者の育成が求められています。
- ・ 障がい者芸術文化祭を初めて開催し、障がい者の芸術文化活動への参加機会の充実を図りましたが、今後もこうした障がい者の社会参加のための取組が必要です。
- ・ 新たに設置した三重県聴覚障害者支援センターが行う情報・コミュニケーション支援により、聴覚障がい者の情報保障が進みました。引き続き、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行い、情報保障を充実していくことが重要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい者福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、コーディネーターを配置し、関係機関等の調整を行うことにより加齢児の地域移行の支援に取り組みます。
- ・ 耐震化等が未整備の障がい者関係の入所施設の耐震化を支援します。
- ・ 障がい者の工賃アップと受注拡大に向けて、外部の経営コンサルタントによる指導に加え、共同受注窓口みえに設置する運営委員会による研修会の開催や情報交換などを行い、福祉事業所の経営意識の向上や商品開発、作業改善等の取組を進めます。また、障害者就労施設等からの公契約を拡大するため、物品等の調達方針を策定し、障がい者の自立の促進を図ります。
- ・ 一定の社会的支援のもとで経済活動を行う、一般就労や福祉的就労でない新しい就労形態の創設について、試行事業の実施を国へ提言するなど、引き続き検討を進めていきます。
- ・ 制度改正による新たな相談支援ニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 精神障がいのある人の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活が継続できるよう、24 時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制の充実に努めます。
- ・ 平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、これまでに県内で設立されていない障がい者スポーツ競技団体の結成・育成支援（平成 25 年度・4 競技団体予定）、県域で活動する障がい者スポーツ団体の活動支援や指導者の技術向上等を図ります。
- ・ 「障がい者芸術文化祭」や「障がい者スポーツ大会」の開催など、障がい者の社会参加のための環境整備を進めます。
- ・ 三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センター等が中心となって、意思疎通支援者の養成等、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行います。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 宮川 一夫 電話:059-224-2251】

- ・ 障がい者が地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、グループホームや日中活動の場の整備、施設の耐震化等を支援するとともに、障がい者の就労定着支援や工賃アップに向けた福祉事業所への経営指導、共同受注窓口によるさらなる受注拡大などに取り組みます。
- ・ 障がい者が社会のさまざまな活動に参加、参画できるよう、情報・コミュニケーション支援や障がい者のスポーツ、芸術文化活動への参加機会の充実などの環境整備を進めます。

施策 1 4 3

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由
		活動指標について目標を達成できていない項目もありますが、県民指標はほぼ目標を達成し、地域での支え合い体制づくりの取組が展開されたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
福祉サービス 利用援助を活 用する人数	/	1,150 人	0.999	1,250 人	1,450 人
	1,026 人	1,149 人		/	/

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
25 年度目標 値の考え方	事業の円滑な推進に努めた結果、平成 24 年度の目標値はほぼ達成できました。平成 25 年度においては、27 年度の目標達成に向けて、毎年 100 名程度の増加をめざし目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 地域福祉活動 と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童 委員活動件数	/	530,000 件	未確定	541,000 件	562,000 件
		519,755 件	集計中		/	/
14302 福祉分野の人 材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の 求人充足率	/	29.2%	0.77	32.8%	40.0%
		25.6%	22.6%		/	/
14303 福祉サービ スの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行 っている社会福 祉法人の割合	/	79.0%	1.00	79.5%	80.5%
		78.6%	79.2%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数		45件	1.00	70件	120件
		22件	51件			
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率		50.0% (23年度)	0.88	50.0% (24年度)	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)			
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数		1,145人	0.96	1,145人	1,145人
		1,122人	1,096人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,700	4,915	4,420		
概算人件費		514			
(配置人員)		(57人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 地域支え合い体制づくり事業による地域の取組の支援 (21 市町 69 事業に対して助成)
- ・ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業への支援
- ・ 関係団体が参画した成年後見制度の利用推進に向けた検討委員会の開催 (3 回開催)
- ・ 緊急雇用創出事業による介護雇用プログラムの実施 (134 名の離職者等を介護職場で雇用)
- ・ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導の実施
- ・ 社会福祉法の改正に伴い、平成 25 年度から指導監査権限の一部が市へ移譲されることから、円滑な移譲を図るため、市職員を対象に研修会の開催や指導監査への同行等の支援を実施
- ・ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の開始及び広報紙、新聞、ラジオ、店頭啓発キャンペーン (延べ 31 店舗) 等を通じた普及啓発の実施
- ・ ユニバーサルデザインの意識づくりのための学校出前授業の実施 (37 校、1,975 人)
- ・ 被保護世帯への支援の実施 (生活保護世帯数 13,076 世帯、生活保護受給者数 17,832 人 (平成 24 年度平均))

平成 24 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ・ 地域支え合い体制づくり事業等の取組により、高齢者や障がい者等の地域での自立した生活が促進されました。今後ますます増大する福祉ニーズに対応するためには、こうした取組等を参考としながら、地域を主体とした民生委員・児童委員やボランティア活動、NPO等の取組をさらに進めていくことが必要となっています。
- ・ 日常生活自立支援事業により、判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らしていけるように支援しましたが、高齢化の進展等により、今後も当事業の利用者の増加が見込まれ、それに応じた実施体制の確保が課題となっています。また、あわせて、成年後見制度の利用推進に

に向けた取組を進める必要があります。

- ・ 離職した人が介護施設等で働きながら介護資格を取得する事業や福祉人材センターによる各種事業などにより、介護分野における人材の確保を進めましたが、毎年介護施設等の整備が進められていることから、介護現場では依然として人材不足が続いています。今後の高齢化の進展をふまえ、中長期的な観点で福祉・介護人材の確保・育成を進めることが必要となっています。
- ・ 社会福祉法人や介護保険事業者への定期的な指導監査の結果、社会福祉法人の運営費の資金流用や介護保険事業者の不正請求など不適正な運営が確認されており、今後とも増加する事業者への的確な指導監査の実施が必要です。
また、平成 25 年度から社会福祉法人の指導監督権限の一部が市に移譲されることから、円滑な移譲を図るため、研修会の開催や指導監査への同行訪問等の支援を行ってきましたが、移譲後の市への支援が課題となっています。
- ・ 障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、平成 24 年 10 月 1 日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を全市町の協力を得て開始し、利用証の交付者数は 10,201 人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は 1,560 施設、3,296 区画となりました。今後さらに当制度を定着させるとともに、そのための普及啓発活動などを通じ、地域での自主的、自立的なユニバーサルデザインの活動を広げていくことが課題です。
- ・ 生活保護受給者の増加傾向が続いており、稼働可能な受給者に対するさらなる就労・自立支援が必要となっています。また、生活保護世帯の子どもが一般世帯と比較して高校進学率が低いという傾向があることから、大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止が課題です。
- ・ 戦傷病者や戦没者遺族など援護の対象者が高齢化しており、きめ細かな配慮による援護の実施が必要となっています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 地域の高齢者や障がい者の見守り活動の活性化など、市町等が行う地域の支え合い体制づくりの取組を支援します。また、一斉改選を迎える民生委員・児童委員の研修や活動支援を行うとともに、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ・ 日常生活自立支援事業における利用者数の著しい増加に対応できるよう、必要な財政措置等について国へ要望を行うとともに、関係団体と連携して成年後見制度の利用推進に取り組みます。
- ・ 福祉・介護分野の人材確保を図るため、離職者を対象として、介護施設等で働きながら介護資格を取得する就職支援や、福祉人材センターによる新たな人材の確保、求人・求職者のマッチング等を実施するとともに、若い人材の参入促進のため、県内の中学校・高等学校の生徒、教員等に対するセミナーの開催等を行います。
- ・ 社会福祉法人や介護保険事業者等の不正事案に対して、実効性のある指導監査を実施していきます。また、平成 25 年度から社会福祉法人への指導監督権限の一部が市に移譲されるため、市と連携し、的確な指導監査に取り組みます。
- ・ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の定着に向けた取組を進めます。また、当制度の普及啓発活動やユニバーサルデザインの学校出前授業など、県民の皆さんにとって身近な取組を通じ、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを行うとともに、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。
- ・ 指導監査等を通じて生活保護の適正な実施を図るとともに、生活保護受給者の経済的自立を支援するため、福祉事務所の就労支援員による就労支援やハローワークと連携した就労支援事業を進めま

す。また、生活保護世帯の中学生の高校進学を支援する学習支援事業に取り組みます。

- ・ 戦傷病者や戦没者遺族にかかる援護事業について、きめ細かな配慮を行いながら適切に実施します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 宮川 一夫 電話:059-224-2251】

- ・ 福祉・介護分野の人材確保を図るため、福祉人材センターに求人・求職情報を集約し、就労希望者への相談支援を的確に行うとともに、職場体験や就職フェア等を通じて福祉・介護職場に対する理解や関心を高め、新たな人材の参入につなげます。
- ・ 生活保護世帯の子どもの将来の自立を図るため、生活保護世帯の中学生に対して学習支援を行い、高校進学を支援します。

施策 151

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標は達成しているものの、活動指標において、目標に対してあまり進まなかった項目もあることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比（森林吸収量を含む）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; bottom: 0; background: linear-gradient(to top right, transparent 49%, black 49% 51%, black 51% 100%);"></div> </div> </div>	+6.3%以下 (22 年度)	1.00	+4.7%以下 (23 年度)	+1.5%以下 (25 年度)
	+3.6% (21 年度)	+4.9% (22 年度)			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成 2(1990)年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。
25 年度目標値の考え方	平成 20 年秋のリーマンショックによる影響がある平成 21、22 年度の値ではなく、影響の少ない平成 20 年度の値（+9.7%）から、「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; bottom: 0; background: linear-gradient(to top right, transparent 49%, black 49% 51%, black 51% 100%);"></div> </div> </div>	+0.6% 以下 (23 年度)	0.32	+1.2% 以下 (24 年度)	+2.4% 以下 (26 年度)
		0% (22 年度)	+1.9% (23 年度)			

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模事業所 向け環境マネジメント システム(M-EMS) 認証事業所数(累計)		290件	0.73	330件	420件
		246件	278件			
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数		5,300人	0.92	5,600人	6,000人
		4,957人	4,875人			
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数		30,000人	1.00	33,000人	33,000人
		29,454人	33,797人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	419	351		
概算人件費		153			
(配置人員)		(17人)			

平成24年度の取組概要

- ・環境審議会に、地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方の審議を諮り、中間案とりまとめ
- ・電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、伊勢市をモデル地域とし、企業、団体、大学、行政等が参画した協議会を設立し、協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画（おかげさまAction!）を策定
- ・気候変動による影響への適応について、防災、健康、食料等さまざまな分野で、本県の地域特性を踏まえた気候変動による影響等に関する基礎的な調査を実施
- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム*（M-EMS）の商工会議所等と連携した普及啓発の実施（新規認証取得：32社）
- ・地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施（参加者数：15,453人）
- ・企業、小学校、行政等が連携して環境教育を進める「キッズISO14000プログラム*」の取組を県内の小学校において実施（実施小学校：23校、860人）
- ・環境学習情報センターにおける講座、イベント等による環境教育、啓発活動の実施（環境教育参加者数：33,797人）

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向け、今後、パブリックコメントの実施や関係団体から意見を聴きながら、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容にしていく必要があります。
- ・平成24年度に策定した行動計画（おかげさまAction!）に沿った取組を着実に進めるため、各主体がそれぞれの役割に応じて、取組を進めていく必要があります。
- ・気候変動による影響への適応については、平成24年度に行った調査結果を踏まえて、こうした影響への対策についての取組の方向性を検討していく必要があります。
- ・産業部門について、自主的な排出削減の取組を促進していくため、地球温暖化対策計画書制度の実効性を担保する仕組みの構築や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の導入を促す普及啓発などを行う必要があります。

- ・ 県民の省エネ・節電に対する意識が高まりましたが、意識の高まりを行動につなげていく必要があります。
- ・ 環境教育の推進については、県民の地球温暖化対策への行動が、より効果があがるよう環境学習情報センターを中心に取組を進める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ パブリックコメント等により、県民、事業者等の意見を広く聴きながら、環境審議会の答申を踏まえ、条例化の取組を進めていきます。
- ・ 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会が策定した行動計画を国の補助制度を活用した取組などにより着実に進めていきます。
- ・ 気候変動による影響について課題等を整理し、関係機関が各分野において、施策や事業を実施するにあたり、必要とされる考え方を示すことにより、気候変動による影響への適応に向けた取組を促進するとともに、県民、事業者等と情報を共有し、自主的な取組を促進していきます。
- ・ 温室効果ガス排出削減の自主的な取組を促進するため、産業部門においては、地球温暖化対策計画書制度への評価・公表制度の導入や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の一層の普及拡大を図るとともに、運輸部門においては、新たに自動車地球温暖化対策計画書制度の導入を図ります。
- ・ 家庭部門については、地球温暖化防止活動推進員等が行う啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子（平成 24 年度作成）等を活用するなど、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていきます。
- ・ 環境学習情報センターを拠点に行う啓発活動について、市町や学校等関係機関との連携を進めるとともに、県民の環境への関心の高まりや環境学習の機会の多様化、県民の環境活動、環境学習に対するニーズなどを踏まえ、各種講座やイベント等の環境保全に係る取組を引き続き進めていきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ・ 地球温暖化防止のためには、これまでの多くの化石燃料に依存した暮らしから、温室効果ガスの排出が極力抑制され、省エネルギーでかつ豊かな暮らしが実感できる低炭素社会に移行することが求められています。
そのため、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容を盛り込んだ地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向けた取組を進めます。
- ・ また、伊勢市をモデル地域とした電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会の各メンバーと連携して、行動計画に基づき観光プランの作成や国の補助事業を活用した電気自動車の導入、充電器の設置等に取り組むとともに、温室効果ガス削減取組の「見える化」を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていくことにより、温室効果ガスの排出削減を図ります。

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についても3項目のうち2項目で目標を達成しており順調に推移していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度	25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量	/	352 千トン以下 (23 年度)	1.00	338 千トン以下 (24 年度)	306 千トン以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)		/	/
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度において廃棄物の最終処分量は目標値を達成しました。廃棄物処理計画の目標値の考え方を踏まえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 25 年度の目標値を 338 千トン以下と設定しました。				

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部 廃棄物対策局）	1 人 1 日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	/	951 g/人・日 以下 (23 年度)
966 g/人・日 (22 年度)	967 g/人・日 (23 年度)	/	/		

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23年度)	1.00	41.5% (24年度)	42.2% (26年度)
		36.9% (22年度)	41.1% (23年度)			
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン以下	1.00	370トン以下	370トン以下
		462トン (22年度)	150トン			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,037	2,192		
概算人件費		775			
(配置人員)		(86人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物（がれき）の広域処理について、ガイドラインを策定するなど災害廃棄物処理の安全性確保に向けた取組を行い、環境省からの岩手県久慈市の災害廃棄物（可燃物）処理の協力要請を受け、市町等とともに受入に向けた調整を実施
- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害廃棄物処理において重要となる初期対応について、東日本大震災等における事例を参考にするために現地調査を実施
- ・ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や子どもを対象とした「もったいない」啓発資材配付など、環境イベント（2回）等において普及啓発を実施するとともに、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう技術的支援を実施
- ・RDF*焼却・発電事業について安全で安定した運転を行うとともに、経営改善を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度に移行
また、廃棄物処理センター事業により整備される、災害廃棄物処理の受入機能も有する産業廃棄物最終処分場について、国や県補助金を交付し、平成 24 年 12 月に一部供用を開始
- ・産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者に対して処理計画の策定指導のほか、電子マニフェスト*や優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけ（590社）を実施
また、高濃度 PCB 廃棄物について平成 28 年 7 月までの処理終了に向けた取組を実施
- ・バイオマス系産業廃棄物を対象にエネルギー利用も含めた再資源化等の事業化可能性調査に着手し 5 件のモデル事例の具体的検討を進めるとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用
- ・産業廃棄物の不適正処理事案等については迅速な対応を行い、早期発見・早期是正し、又は未然防止するとともに、文書による法令遵守の徹底を図り、悪質事業者に対しては、改善命令（5件）を行うなど厳正に対処
- ・生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て平成 25 年度から恒久対策に着手できるよう、実施計画を策定し、環境省との協議を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・平成 25 年 1 月 25 日に環境省から通知があり、久慈市の災害廃棄物（可燃物）の処理先が決まったことから、三重県での受入の必要はなくなりましたが、被災地の復旧・復興は道半ばであることから引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・市町等とともに南海トラフ地震等の大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備の検討を進めていく必要があります。
- ・一般廃棄物の最終処分量（平成 23 年度 4 万 6 千 t（災害廃棄物を除く）→平成 24 年度（速報値）4 万 2 千 t）は減少し、1 人 1 日当たりのごみの排出量（平成 23 年度 967g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成 24 年度（速報値）981g/人・日）は増加する見込みです。今後、一般廃棄物の 3 R をさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ・RDF 焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等を踏まえた収支計画に改定するなど、事業運営の適正化に向けて、引き続き関係市町等との協議が必要です。また、RDF 焼却・発電事業終了後のごみ処理体制が確実に構築される必要があります。
- ・産業廃棄物の 3 R の推進により産業廃棄物の最終処分量（平成 23 年度 29 万 9 千 t→平成 24 年度（推計値）28 万 9 千 t）は減少し、再生利用率（平成 23 年度 41.1%→平成 24 年度（推計値）41.8%）は増加する見込みです。今後とも、産業廃棄物の 3 R や適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。
- ・バイオマス系産業廃棄物の再資源化等に関する事業化可能性調査結果を踏まえ、今後、実証試験に向けた検討を進める必要があります。
- ・県民、事業者等からの不法投棄に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に赴き、事情の聴取等を行って適切な対応を図っており、新たな不法投棄（7 件）は全て撤去済となりました。引き続き、間隙のない監視指導を行っていく必要があります。
- ・産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てにおいて、国の支援を得て、実施計画に基づく恒久対策を進めていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・被災地の復旧・復興に向けて災害廃棄物処理を進めるため、岩手県に職員を派遣する等の支援を行います。
- ・南海トラフ地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、発生量の調査・推計を行い、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定や、県の災害廃棄物処理計画の策定検討を進めます。
- ・「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるため、学校等と連携し、学校現場や地域における環境学習を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備や生ごみ減量化の取組について技術的支援を行います。
- ・RDF 焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保しつつ、市町等と協議のうえ収支計画の見直しを進めるとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。また、廃棄物処理センター事業の最終処分場整備が計画どおり平成 25 年度に完了するよう支援を行います。
- ・産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
- ・平成 24 年度に実施したバイオマス事業化検討・評価の結果等を受け、事業スキームや実施計画の策定

- など事業化に向けた具体的な検討を進めます。また、三重県リサイクル製品の利用を推進します。
- ・不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、市町、民間事業者、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強めていきます。
 - ・産業廃棄物不適正処理の4事案全てにおいて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。

特に注力するポイント（平成25年度）

【環境生活部 廃棄物対策局 次長 田畑 知治 電話：059-224-2375】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害時の災害廃棄物の発生量推計を行い、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定等を進めます。また、RDF焼却・発電事業について、市町等と協議のうえ収支計画の見直しを進めるとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。
- ・廃棄物の3Rを進めるため、バイオマス系廃棄物の再資源化等に向けた取組や市町への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の適正処理を一層確保するため、排出事業者責任の徹底を図る取組を進めます。
- ・産業廃棄物の不適正処理等に対して、引き続き間隙のない監視指導を行うとともに、不適正処理された4事案全てにおいて、実施計画に基づく恒久対策に着手し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

施策 153

自然環境の保全と活用

【担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成するとともに、活動指標 3 項目のうち 1 項目は達成、1 項目についても概ね目標値を達成しており、自然環境の保全と活用が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所	34 か所	44 か所 44 か所	1.00	54 か所	74 か所	
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計					
25 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の目標達成に向け、毎年 10 か所の箇所数の増大をめざし目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15301 生物多様性保全 の推進（農林水産部）	ニホンジカの推定生息 頭数	51,800 頭	49,000 頭 75,335 頭	0.65	63,000 頭	10,000 頭

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復（農林水産部）	自然環境の新たな保全面積（累計）		3ha	1.00	56ha	163ha
		—	9.9ha			
15303 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	0.99	83.0%	85.0%
		81.4%	81.2%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	105	216	133		
概算人件費		198			
(配置人員)		(22人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「みえ生物多様性推進プラン」の理解促進のため、市町等への説明会を7回実施、県民を対象にした「みえ生物多様性活動発表交流会」を8月に開催、NPO等が自主的に行う希少野生動植物の保全活動に対して4団体を支援、里地里山保全活動に対して「里地里山保全活動計画*」の認定36団体のうち15団体を支援
- ・ 平成26年度作成に向けた「三重県レッドデータブック*」の改訂委員会及び専門部会を開催。こどもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を4回実施
- ・ ニホンジカやイノシシの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施、狩猟を始めようとする者に対し狩猟免許試験を3回実施、狩猟免許更新者に対し狩猟免許更新講習会を県内各地で35回開催、特定鳥獣保護管理計画に基づき、ニホンジカの保護管理を推進するため、生息頭数のモニタリング調査を実施、また、鳥獣の保護及び狩猟等の適正化を図るため鳥獣保護員を県内各地に54名配置
- ・ 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ*ウイルス保有状況調査を4回実施
- ・ 国定公園及び県立自然公園の許可申請及び届出を適正に処理、香肌峡県立自然公園（松阪市飯高町）において、公園計画の策定に向けた取組及び生態系維持回復事業計画*策定のための調査を実施。
- ・ 祓川自然環境保全地域の生態系維持回復事業計画を策定し公表、計画実施に向け関係団体と協議
- ・ 紀伊半島大水害で被災した飛雪ノ滝野営場や、平成23年の台風12号及び15号により被災した自然歩道2箇所、平成16年に被災した大杉谷登山歩道の復旧に向けた取組、老朽化している自然公園施設2箇所の修繕を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 生物多様性の自主的な保全活動の促進に取り組み、保全活動実施箇所は44か所と目標を達成しました。また、里地里山認定団体による保全活動は、拡大しつつあります。今後も生物多様性の必要性について、普及啓発を図るとともに、県指定希少野生動植物種の保全活動や里地里山等の保全活動への支援制度などを通して、県民の自発的活動を促進する必要があります。
- ・ 「三重県レッドデータブック改訂委員会専門部会」による再評価対象種の検討作業が進められるとともに、こどもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を4回実施しました。引き続き、「三重県レッドデータブック」の平成26年度作成に向け、こどもたちの自然への関心や生物多様性の理

解を高め、自主的に豊かな自然環境を支える県民を増やす必要があります。

- ・ニホンジカの捕獲頭数制限等の緩和に取り組み、適正生息頭数へ誘導を進めましたが、ニホンジカの推定生息頭数は75,335頭となり、目標を下回りました。この生息頭数の推定は「糞粒法*」によるもので、調査年度ごとの変動が大きいため指摘があることから、より信頼性の高い推定方法の導入を検討する必要があります。
- ・死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、関係機関との連携により迅速に行う必要があります。
- ・県民が自主的に自然環境を保全する活動をサポートするため、里地里山の保全活動を実施する団体への支援を行い、自然環境の新たな保全面積は9.9haとなり目標を達成しました。今後は、香肌峡県立自然公園の特別地域の指定などにより地域の貴重な自然環境の保全を進める必要があります。
- ・さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進するため、平成24年度に祓川自然環境保全地域の生態系維持回復事業計画を地域住民、関係団体、関係行政機関と連携して策定しました。この事業計画に基づき、保護すべき野生動物に指定されているタナゴ類4種、及び淡水二枚貝類7種の維持回復を図るため、地域住民等と連携しながら事業を進めて行く必要があります。
- ・自然公園施設等の維持管理や災害復旧及び修繕に取り組んだ結果、自然とのふれあいの場の満足度は81.2%と目標をやや下回ったもののある程度進みました。今後は被災している施設の復旧や老朽化が目立つ施設の補修を計画的に進め、県民の満足度の向上に努める必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援します。
- ・県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行いながら「三重県レッドデータブック」のリストの見直しを進めるほか、県指定希少野生動植物種の保全、保護管理計画の策定、外来生物対策にかかる普及啓発を行います。
- ・ニホンジカやイノシシについて、狩猟期間終了後の捕獲頭数を調べ、その結果を適正な生息管理等に反映させるとともに、ニホンジカの生息頭数の推定方法は、「糞粒法」からより信頼性の高い推定方法とされる「ベイズ推定法*」の導入を検討します。また、鳥獣の保護及び狩猟等の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行います。
- ・死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応します。
- ・香肌峡県立自然公園における平成24年度の実態調査等を踏まえ、特別地域の指定を含めた公園計画の変更を行い、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- ・祓川生態系維持回復事業計画に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して事業を実施し、祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を進めます。
- ・県民の自然とのふれあいの場の満足度を高めるため、自然公園施設等の適正な維持管理に努めるとともに、大杉谷登山歩道など被災している施設の復旧や老朽化した施設の補修などを計画的に進めます。また、関係機関と協力し、体験イベント等の取り組みを進めます。

特に注力するポイント(平成25年度)【農林水産部 次長 吉川 敏彦 電話:059-224-2501】

- ・県民の自主的な自然環境保全活動を促進するため、生物多様性の調査や計画の策定を県民の皆さんとともに進めます。

- ・ 県民の自然とのふれあいを推進するため、被災した大杉谷登山歩道の全線開通に向け早期復旧を図ります。また、優れた自然環境の保全や重要な生態系の維持回復のための取組を進めます。

施策154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、活動指標においては5項目のうち4項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度	24年度		25年度	27年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9%	0.99	95.0%	97.0%	
		92.9% (速報値)				
目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
25年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度		25年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率		100%	0.99	100%	100%
		99.2%	99.3%			

活動指標		23年度	24年度	25年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	60.0%	100% (速報値)
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	78.0% (22年度)	78.8% (23年度) 79.1% (23年度)	1.00	79.7% (24年度) 81.4% (26年度)
15404 伊勢湾の再生（環境生活部）	水環境の保全活動に参加した県民の数	16,475人	19,000人 23,834人	1.00	24,500人 26,500人
15405 環境保全のための調査研究の推進（環境生活部）	調査研究成果件数	3件	4件 4件	1.00	4件 4件

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,597	14,890	14,194		
概算人件費		1,244			
(配置人員)		(138人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 29測定局で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ・ 工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数45、その他の立入工場・事業場数654）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認するとともに、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 光化学スモッグ予報*を2日、延べ3地域に、注意報を1日、延べ1地域に発令し、光化学スモッグ*による被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ・ NOx・PM法*対策地域において二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、平成32年度を目標年度とするNOx・PM総量削減計画を策定。一方、道路管理者、運輸業者、荷主及び県・市等で構成する流入車対策検討会議を設置し、流入車対策について検討を開始
- ・ PM2.5（微小粒子状物質）*について、国が広く一般に注意を促すための「暫定的な指針」を示したことから、県内における注意喚起の体制を整備
- ・ 47河川62水域、4海域8水域におけるBOD*、COD*等の水質測定並びに地下水30地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ・ 工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数272、その他の工場・事業場数397）し、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ・ 伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ・ 平成23年度に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく対策を推進していくため、県内

各地域（6地域）において関係機関による協議会を開催し、海岸漂着物問題について地域での議論を実施

- ・ 東海三県一市で海岸漂着物対策検討会を開催し、発生抑制に向けた取組や国への提言活動等を実施
- ・ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ・ 社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ、生活排水処理アクションプログラムの見直しを実施
- ・ 市町及び関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が78.0%（平成22年度）から79.1%（平成23年度）に進捗

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、すべての測定局（29測定局）で環境基準を達成（速報値）する見込みで、おおむね良好な大気環境を維持しています。
- ・ 発生源については、検体採取を伴う立入検査を、大気環境に与える影響が大きいと思われる45工場・事業場で実施したところ、光化学オキシダントの主な発生原因物質である揮発性有機化合物を使用する2工場で排出基準を超過したことから改善を指導しました。
- ・ 光化学スモッグ予報等が毎年発令されていることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ・ 昨年度設置した流入車対策検討会議で流入車対策の具体策を検討してきましたが、引き続き十分な議論を行うことが必要です。
- ・ PM_{2.5}の常時監視体制について、国の「大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準」に則した体制を整えるためには、県として必要な測定局を整備する必要があります。（1測定局）
- ・ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は56%（平成24年度速報値）であり、近年60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。このため、平成23年度に策定した第7次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、一部、追加の調査を実施したうえで、基準を決定する必要があります。
- ・ 伊勢湾再生に向けた検討を進めるため、関係機関と連携して実施した貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を引き続き実施する必要があります。
- ・ 地域における協議会を開催し、海岸漂着物の問題に係る議論を開始しましたが、今後は海岸漂着物等の回収・処理を進めることはもとより、発生抑制対策等の推進が必要です。
- ・ 東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会として海岸漂着物対策に係る国への提言活動等を行ったところ、国の平成24年度補正予算においては、「海岸漂着物地域対策推進事業」として全国で約100億円（本県分約2億7千万円）という大規模な予算が措置されました。
- ・ 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で2万3千名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ・ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.1%）は全国平均（87.6%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約11万基）や汲み取り世帯（約5万世帯）が多く残されています。

- ・新たに創設した合併処理浄化槽への転換に係る上乘せ補助制度について、平成 24 年度は旧制度の選択も可能とした暫定措置を設けたため、新制度に移行した市町が少数となりました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・揮発性有機化合物の排出削減を図るため、削減効果があり他事業者でも実施可能な対策を調査し、関係事業者に周知します。
- ・流入車対策については、流入車対策検討会議において関係団体等から十分意見を聴取した上で、地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。
- ・PM_{2.5}については、県民の皆さんに必要な注意喚起の情報を速やかに伝えるとともに、国の「大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準」に則した常時監視体制を整えるため、測定局の整備を行います。(1 測定局)
- ・公共用水域等の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・水生生物の保全に向けた環境基準の類型指定について、平成 25 年度中に県内 43 河川を対象にした指定を行います。
- ・伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく取組を着実に実施するため、関係機関、民間団体等の協議により各地域の実状に応じた対策を進めます。
- ・国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を進めます。
- ・東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き、発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。また、海岸漂着物対策では、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、連携・協力をさらに強化するとともに、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ・生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町及び関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。
- ・また、県費上乘せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ・豊かな自然に恵まれた三重県の美しい森・川・海や良好な大気環境を、現在及び将来の世代が引き続き享受できるよう保全していく必要があります。そのため、水環境の保全については、伊勢湾再生や海岸漂着物対策など、県域にとらわれず流域の全体で連携しなければ解決が難しい問題への積極的な対応のほか、河川や海域のさらなる水質改善に向けて、生活排水対策等を推進していきます。
- ・大気環境の保全については、NO_x・PM総量削減計画が昨年度策定されたことから、計画の目標を達成するため、流入車対策検討会議で地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。また、光化学スモッグや近年関心が高まっているPM_{2.5}については、迅速に情報提供を行っていきます。

施策 2 1 1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由
*		県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標 4 項目中 1 項目で目標を達成し、県民指標および活動指標 2 項目で目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度		24 年度		25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		27.0%	0.99	29.0%	33.0%		
		24.9%		26.7%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方							
目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合						
25 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8% 程度増加させることをめざしていることから、平成 25 年度の目標値を 29.0% と設定しました。						

活動指標		23 年度		24 年度		25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数		950 人	0.93	1,000 人	1,040 人	
		903 人	881 人				
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数		39,500 人	1.00	40,000 人	41,000 人	
		38,649 人	40,247 人				

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21103 人権教育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0%	未確定	60.0%	70.0%
		41.2%	集計中			
21104 人権擁護の推進 (環境生活部)	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050人	0.94	1,100人	1,200人
		994人	990人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	646	674		
概算人件費		514			
(配置人員)		(57人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(平成 23 年 3 月策定)に基づく取組の進捗管理及び年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査の実施
- ・人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進を目的とした研修会等への講師等の派遣(講師派遣件数 23 件、参加者数 881 人)
- ・市町が設置する隣保館が、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施できることを目的とした隣保館職員への人材育成支援及び事業費の一部補助
- ・各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、及び参加型啓発等、幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施(人権メッセージ・人権フォトコンテスト・人権ポスターの募集、スポーツ組織(伊賀FCくノ一)と連携した啓発イベント、テレビスポットの放映、ラッピングバスの運行、県民人権講座の開催(5講座)、ミニ人権大学講座・トップセミナー等の開催、商業施設等での啓発活動など)
- ・「三重県人権教育基本方針」に基づく、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動ができる力」を育むための、教育活動全体を通じた取組の推進(人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校及び県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など)
- ・人権センターの人権相談窓口における相談対応(相談件数 921 件、弁護士による法律相談月 2 回、臨床心理士によるカウンセリング月 1 回実施)。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした、県内各種相談機関の相談員を対象とするスキルアップ講座の開催(16 講座、参加者数 990 名)、及び相談員相互のネットワーク形成のための支援(人権に関わる相談員の交流会 2 回開催)
- ・インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施と、モニタリング活動が各地域で展開されることを目的としたネットモニターリーダー養成講座の開催(3 回開催、参加者数 49 人)

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地域においてさまざまな主体により人権に関わる自主的な取組が展開されており、人びとの人権意識は高まりつつありますが、平成 24 年中に津地方法務局管内で 585 件の人権侵犯事件が発生し、かつ増加傾向にあるなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生している状況です。このため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた人権施策の着実な推進が必要です。
- ・県民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、地域社会のあらゆる活動が人権尊重の視点から行われていくよう、人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進が重要です。
- ・市町が設置する隣保館を交流拠点として、地域住民への福祉の向上、人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。引き続き、支援を行っていく必要があります。
- ・県人権センターを拠点として、各種人権啓発活動をさまざまな手法を工夫して実施しましたが、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけることを目標として、より効率的、効果的に推進していく必要があります。
- ・人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ・県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県だけでなく各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていけるよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ・インターネット上の差別的な書き込み等に対して、さまざまな主体によりモニタリング活動や削除対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動が展開されるよう支援していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、年次報告を作成・公表し、さまざまな主体への情報発信を行います。また、平成 24 年度に実施した人権問題に関する県民意識調査で得られたデータを詳細に分析し、人権教育・啓発等の施策に活用します。
- ・人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。
- ・市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ・人権啓発の実施にあたっては、対象者や目的を明確にし、最適な啓発手法を工夫しながら、より効率的、効果的な人権啓発を実施します。具体的には人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発や、スポーツ組織と連携した啓発イベント等あらゆる世代が親しめる啓発活動、テレビ・ラジオでのスポット啓発といった感性に訴える啓発とともに、県内各地の商業施設等において啓発活動を行う移動人権啓発事業を実施するなど、誰もが人権を身近に感じてもらうためのさまざまな取組を展開します。また、地域の特性を踏まえ、虐待やインターネット上の人権問題といった人びとの関心が高い課題等をテーマとして取り上げるなど、県民の皆さんの理解がより深まるよう工夫していきます。

- ・人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、保護者や地域住民等が一体となって取り組む仕組みを構築し、子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。
- ・人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供します。
- ・インターネット上の差別的書込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動を実施するとともに、地域においてモニタリング活動を指導する人材の育成支援として、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・本年度に実施する人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を通じて、県民の人権意識をしっかりと把握することにより、課題に対応した人権教育・啓発等が実施していけるよう力を注ぎます。
- ・県民一人ひとりが、人権課題を自らの問題として考え行動に移していくことができることを目標に、県人権センターを拠点として、人権教育・啓発を実施するとともに、地域のあらゆる活動が人権尊重の視点から行われるよう、人権が尊重されるまちづくりの推進に力点を置いて取り組みます。
- ・人権啓発行事等に参加する機会が少ない県民に対して、人権について考えてもらうきっかけづくりの場を提供できるよう、商業施設等に出向いて行う移動人権啓発に力を注ぎます。
- ・複雑化、多様化する人権相談に対応していくには、各相談員が専門的知識だけでなく人権課題に関する幅広い知識の習得と、相談窓口相互の連携が必要です。そのため、県人権センターを拠点として、県内の各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座等を開催し、県全体の人権相談への対応力の向上に力を注ぎます。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標は4項目中3項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	15.0% 11.5%	0.77	15.0%	18.0%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できなかったため、その目標値 15.0%を再度めざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7% 25.1%	0.98	26.7%	28.7%
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	30.0% 42.2%	1.00	43.0%	45.0%
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進（環境生活部）	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	23.6%	24.6% 27.9%	1.00	27.0%	27.0%

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21204 性別に基づく暴力等への取組（健康福祉部）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	12か所	15か所	1.00	18か所	24か所

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	205	164	131		
概算人件費		189			
(配置人員)		(21人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 庁内各部局へ、県附属機関等の委員への積極的な女性登用、及び「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請
- ・ 三重県男女共同参画審議会による、県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価を実施
- ・ 男女共同参画施策の実施状況に係る年次報告を作成し、議会に報告。ホームページで県民に公表
- ・ 市町担当職員を対象とした研修会（4回）等により、情報共有や連携・支援を図るとともに、審議会等への女性登用の働きかけを実施。基本計画未策定の町を訪問等して策定を促進
- ・ 男女共同参画を推進する団体と協働して、「意思決定の場への女性の参画を促進するための事業」を四日市市、亀山市、伊賀市、伊勢市、志摩市の5市で実施
- ・ 三重県男女共同参画センター（「フレンテみえ」）において、講座・セミナーの開催、研修講師の派遣、フォーラムの開催、情報誌の発行等により、男女共同参画意識を普及（男女共同参画センター主催事業の参加者数 21,919人）
- ・ 女性の就労を支援するために、県内4か所（四日市市、津市、伊賀市、伊勢市）で定期就労相談や再就職準備ぶちセミナー等を開催したほか、母子家庭の母親等を対象とするパソコン講座等、キャリア再形成のためのセミナー等を開催（定期就労相談：相談件数 426件、開設日数 136日）
- ・ 企業等に対して、女性の就労継続や育児休業からのスムーズな職場復帰に関する診断・アドバイスを実施（実施数 7企業等）。また、育児休業中の女性等に対して、職場復帰前に考えておくべきことなどをアドバイスするセミナーを開催（参加者 延べ 49人）
- ・ 男女共同参画推進サポーター（31名）が、自身の身の回りで個性を生かした情報発信を行うなど地域に根ざした活動を展開し、各地域の男女共同参画を推進（活動件数 811件）
- ・ 性別に基づく暴力等の防止のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に街頭啓発を実施（13か所）するとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）*防止の啓発セミナーを開催（2か所）
- ・ カード型DV相談機関一覧を作成し、公共施設等の他、県内コンビニエンスストアやショッピングセンター等に配置して、相談・支援体制の周知を実施（490か所）
- ・ DV被害者に対する相談・保護・自立支援を実施（相談件数 1,333件）
- ・ デートDV防止について、高校生等若者を対象にデートDV防止の出前講座（29回）を実施したほか、県立高校（全日制）の全生徒に啓発資料を配布

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が 25.1%となるなど女性の参画は徐々に進んでいます。県の男女共同参画施策が「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿って、より一層進められるよう、さらに各部局に働きかけていく必要があります。
- ・市町においては、基本計画等を策定した市町は 3 町増えて 14 市 12 町になりました。残る 3 町において策定が進むよう支援するとともに、各市町の基本計画に基づき男女共同参画が進むよう支援していく必要があります。
- ・三重県男女共同参画センターが実施する各種の事業により、広く男女共同参画意識の普及が図れましたが、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っています。男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のためには、これまで男女共同参画センターが実施する事業に関心の低かった男性、若年層、企業等に働きかける必要があります。
- ・定期相談や講座・セミナー等により女性の就労支援を行った結果、相談者の不安払拭、基礎知識や基礎的技能の獲得、意欲の向上等を図ることができたとともに、就労を考える女性が多く潜在している実態を確認できました。定期相談については、県内全体をカバーしていく方法についての検討が必要です。
- ・企業等における女性の就労継続の取組について診断・アドバイスをを行った結果、それぞれの企業等で新たな制度の構築や運営方法の見直しが行われ、女性の活躍や就労継続に関する職場の理解も高まりました。今回の企業等の事例を、広く他の企業等の取組につなげていく必要があります。
- ・養成したサポーターの地域に根ざした活動により、草の根レベルで男女共同参画意識の普及が進みました。平成 15 年度から 5 期 10 年にわたる取組で、約 200 名の人材を養成できたこと等から事業を終了しますが、引き続き、養成した人材が地域のさまざまな主体と連携して、地域における男女共同参画への理解促進や意識浸透のための活動を展開し、男女共同参画を推進していくことが必要です。
- ・DVをはじめとする女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であるとの認識の周知や相談・支援体制の周知が図られるとともに、DV被害者の保護と自立支援を行うことができました。DV被害者支援については、市町との役割分担を明確にするとともに、相談窓口を明確にするため、配偶者暴力相談支援センターの市町設置を進める必要があります。
- ・平成 25 年度に最終計画年度を迎える「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について、DV被害者の相談状況をみると、県内の女性相談件数は増加していますが、平成 23 年度に実施した内閣府の実態調査では約半数のDV被害者は「誰にも相談していない」という状況です。現計画の進捗状況や課題を検証したうえで、次期計画の策定を行う必要があります。
- ・デートDV防止について、高校生等若者に広く啓発することができました。今後も、高校生等を中心とする若年層への啓発が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ・三重県男女共同参画審議会による各部局の男女共同参画施策の実施状況の聴取や、庁内推進組織の活用などにより、県附属機関等の委員への女性登用及び男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、市町や関係機関等と連携して企業、地域における男女共同参画を進めます。
- ・市町担当職員研修会等の開催により情報共有や連携を図り、各市町の基本計画の推進や基本計画の

策定について支援していきます。

- ・男女共同参画に関する意識の普及を図るために、三重県男女共同参画センターで実施する講座・セミナー等のさまざまな事業について、新規参加者の増加に向けて、対象者、企画内容、開催日時の設定、周知方法等に一層の創意工夫を図ります。
- ・女性の就労支援については、雇用経済部に移管して企業や関係機関等とのネットワーク等を生かし、再就職支援や就労継続支援を効率的・効果的に実施します。
- ・男女共同参画サポーター事業で養成したサポーター等が、引き続き主体的に地域のさまざまな主体と連携して男女共同参画推進の活動を展開できるよう支援していきます。
- ・性別に基づく暴力等の防止について、街頭啓発やセミナーを実施し、広く県民への啓発を進めるとともに、相談・支援体制を周知します。また、市町や民間団体と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図ります。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の計画期間が25年度で終了することから、計画の進捗状況や課題を検証し、計画の見直しを行います。

特に注力するポイント(平成25年度)【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話:059-224-2468】

- ・今年度9月に実施される三重県男女共同参画審議会による知事への提言も効果的に活用しながら、他部との連携を図り、総合的に男女共同参画施策を進めていきます。特に、女性の社会参画に向けた女性の就労、働く場での女性の活躍促進等については雇用経済部と、男女共同参画社会の実現を阻害するDVをはじめとした女性に対する暴力の防止については健康福祉部と、それぞれ連携を深めて啓発に取り組んでいきます。
- ・三重県男女共同参画センターとの連携を強化し、各種の講座・イベント等により男女共同参画意識の効果的な普及を進めるとともに、これまで十分にアプローチができていなかった男性、若年層、企業等に対して働きかけていきます。特に、地域リーダー養成講座等による人材育成や男女共同参画フォーラム等による企業等への働きかけを行います。

施策 2 1 3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標とも目標を達成していますが、災害時の支援などについて取組を強化する必要があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生に取り組む団体数	/	160 団体	1.00	175 団体	200 団体
	146 団体	161 団体		/	/

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、多文化共生啓発事業等に、さまざまな主体と協働で取り組んだ結果、目標値を達成しました。このため、平成 27 年度の目標に向けて目標値を 175 団体と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援（環境生活部）	日本語指導ボランティア数	/	670 人	1.00	680 人	700 人
		655 人	671 人		/	/
21302 外国人住民の地域社会参画支援（環境生活部）	セミナー、ボランティア研修等参加者数	/	350 人	1.00	400 人	500 人
		279 人	383 人		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	167	193		
概算人件費		81			
(配置人員)		(9人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で防災等生活に必要な情報を提供、自治会やPTAの仕組み等を映像で提供
- ・ 日本語指導ボランティア研修の開催（紀北町、伊賀市）
- ・ 外国人住民向け防災セミナー、災害時外国人サポーター研修の開催（参加者 147 名）
- ・ 多言語での外国人住民相談窓口の設置や専門家による相談会（7回）・出前セミナー（8回）開催、医療通訳ボランティア養成研修（6回）を実施
- ・ 市町教育委員会等と連携して、外国人の先輩の成功例を紹介するキャリアガイドDVDの普及活動を展開
- ・ NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会を立ち上げ、多文化共生イベントを実施（平成 24 年 11 月 2 日～4 日 参加者 約 20,000 名）
- ・ 小中学校等に対し、外国人児童生徒巡回相談員（12 名）及び外国人児童生徒教育コーディネーター（4 名）を派遣
- ・ 電話等による教育相談に対応する外国人児童生徒教育専門員（1 名）を教育委員会事務局に配置
- ・ 飯野高校に外国人生徒支援専門員（1 名）及び日本語支援員（2 名）を配置し、課外授業等による適応指導や生徒の進路指導、日本語指導、保護者対象の教育相談等を実施
- ・ 日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム*）についての実践研究を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 多言語ホームページでは、市町、自治組織、学校等からの意見を踏まえ、自治会やPTAの仕組み等を紹介する情報を映像で提供しましたが、今後もニーズを踏まえた情報提供を行うとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。
- ・ 紀北町で日本語指導ボランティア研修を実施したところ、地域の気運が高まり、日本語教室が開設されました。日本語教室の活動の活性化のためには、団体間の連携を図る必要があります。
- ・ 多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前セミナーの開催、医療通訳の育成等により、外国人住民の抱える多様な課題に対応しました。県内で医療通訳が常駐している医療機関は、三重大学附属病院のみであることから、外国人住民の集住する地域の医療機関を中心に医療通訳の配置を促進するよう働きかけていくことが必要です。
- ・ 外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うとともに、新たな取組として、県の総合防災訓練の中で、外国人被災者を想定した避難所運営訓練を実施しました。今後は、外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。

- ・ キャリアガイドの普及啓発では、県内9か所で約4,000人の民生委員・児童委員を対象とする研修会の実施をはじめとして、進路ガイダンスにおいて、キャリアガイドDVDを上映し、外国人住民の状況について説明を行いました。民生委員・児童委員だけでなく、さまざまな主体の協力のもと、外国人住民を支援する裾野を地域で広げていく必要があります。
- ・ 多文化共生啓発イベントの実施にあたり、初めての試みとして、民間のイベントと同時開催するとともに、NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会形式で実施しました。その結果、さまざまな主体との連携が広がり、多文化共生についての意識啓発の取組が進みました。しかしながら、意識については未だ高いとは言えず、多文化共生社会づくりに向けての啓発が必要なことから、今まで関わりのあまりなかった団体等の主体的な参画を促し、取組を広げる必要があります。
- ・ 小中学校に関しては、就学支援の体制が充実し、初期適応指導教室*での個に応じた指導、外国人児童生徒巡回相談員や外国人児童生徒教育コーディネーターの派遣により、生活言語の習得や学校生活への円滑な適応が図られました。また、JSLカリキュラムの三重県モデルの作成について、平成24年度は、「外国人児童生徒の教科指導研究推進会議」において作成方針、作成計画等を策定するとともに、国語、算数・数学を中心に指導事例を収集し、三重県モデルの作成に向けた検討を進めました。
- ・ 高等学校においては、日本語支援員や日本語補助員、外国人生徒支援専門員を配置し、日本語指導体制の充実を図りました。また、JSLカリキュラムを踏まえた授業改善に向け研究を行い、国語、英語などの一部の教科において学習指導案に係る事例を収集しました。今後は、JSLカリキュラム研修会において指導事例を更に収集し、三重県モデルの作成に向け研究を深めていく必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ ホームページの閲覧者を増やすため、ニーズの高い内容を取り上げていきます。
- ・ 日本語教室間の連携が図れるようネットワークを強化するとともに、日本語指導ボランティアが外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たせるよう研修を充実します。
- ・ 医療通訳については、これまでの通訳派遣に加え、医療機関へモデル的に通訳を配置し、その効果について検証します。
- ・ 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることが出来る環境づくりに注力します。大規模災害時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が円滑に運営できるよう、人材育成や図上訓練に取り組むとともにさまざまな主体とのネットワークの拡充を図ります。
- ・ 外国人住民を支援する具体的な取組につながるよう、地域における支援の担い手を対象とした研修会や進路ガイダンス等でキャリアガイドの普及啓発を行います。
- ・ 多文化共生啓発イベントについては、さまざまな主体が企画段階から参画した実行委員会形式で引き続き実施する予定ですが、大学等との新たな連携を試行するなど、主体的活動の拡大を図ります。
- ・ 小中学校における外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。また、高等学校では、日本語運用力を把握する方法や日本語指導についての研究を進めるとともに、中学校、地域と連携した日本語指導体制の充実を図ります。
- ・ JSLカリキュラムの三重県モデルの作成に向け、昨年度に引き続き、指導事例を収集するとともに、それらの実践をとおして、県内の多くの学校で活用しやすいものとし、外国人児童生徒の日本語で学ぶ力の育成と社会的自立につなげていきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話:059-224-2468】

- ・ 外国人が利用する機会が多い医療機関に医療通訳の配置が進むよう、医療通訳の育成を進めるとともに、医療機関との関係構築に努めます。
- ・ 「みえ災害時多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、図上訓練やコーディネーターとなれる人材の育成に取り組むとともに、新たに防災関係団体や外国人と直接接している日本語教室等との連携の強化を図ります。

施策 214

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	NPO法人の条例指定制度の導入に向けた準備や、「新しい公共」のヒント集の策定等NPOが自立して活動するための環境整備が進みましたが、県民指標と1つの活動指標で目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	9.5%	12.5% 7.7%	0.62	12.5%	20.0%
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標を達成できなかったため、その目標値 12.5%を再度めざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO法人に対する寄付金総額	124,938 千円 (22 年)	140,000 千円 (23 年) 152,088 千円 (23 年)	1.00	160,000 千円 (24 年)	200,000 千円 (26 年)

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実（環境生活部）	認定NPO法人数		5 法人	0.60	10 法人	30 法人
		1 法人	3 法人			
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進（環境生活部）	NPOと県の連携・協働事業数		65 事業	1.00	67 事業	75 事業
		58 事業	65 事業			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	227	104		
概算人件費		63			
(配置人員)		(7 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・NPO法人の信頼性の向上と財政基盤の強化を目的としたNPO法の改正に伴う認証・認定事務等を新たに行うとともに、従来からの認証、相談、法人の会計事務支援、情報管理等を実施（認証 59 件、解散等 25 件、法に基づく認定累計 3 件）
- ・NPO法人の活動基盤の強化を図り、地域における活動を促進するため、「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」の素案とりまとめを実施
- ・「新しい公共推進指針」（仮称）策定事業については、議論の過程での各主体間の交流が進み、協創の必要性の認識が深まり、さまざまな議論の末、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集」（以下「ヒント集」という）を策定（円卓会議計 4 回、地域円卓会議 8 地域で各 3 回）また、NPOの活動基盤整備については、顔の見える基金としての市民ファンドの設立や特色あるコンセプトの情報誌やITラジオ等による情報発信などの事業を実施（8 地域 9 事業）
- ・NPO等からの協働事業提案として、NPO、地域住民、企業、行政などさまざまな主体が協働しながら、地域の諸課題の解決に取り組む企画を募集し、23 年度採択分と合わせて実施（新たに 6 件を採択し、11 件の協働事業）
- ・県内におけるNPOと企業の連携・協働の実態や課題等を把握・整理するために、県内のNPO・企業を対象とした調査を実施（回答企業 754 社の 95%以上が「経営には地域との関係づくりが重要」と回答）。また、CSRの切り口からNPOと企業の協創を考えるセミナーを開催
- ・NPO、企業、行政などにおいて、協創の必要性を理解するとともに、協創の現場を充実したものにするスキルやノウハウを持つ人材育成の取組を推進（研修、セミナー等参加者数 272 人）
- ・ボランティア関係組織と連携して「みえ災害ボランティア支援センター」を運営し、東日本大震災支援活動を実施（平成 25 年 3 月までにボランティアバス 63 便に、延べ 1,108 人（うち平成 24 年度は 27 便、延べ 480 人）が参加し継続中）
- ・災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、災害支援活動を行う市町、社会福祉協議会、NPO等の間で平時からの顔の見える関係づくりが必要であるため、各主体の活動実態等にかかる基礎調査や、災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる訓練を実施（訓練に 49 団体、104 人が参加）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・説明会等を通じて、法改正に伴う法人の事務手続の必要性については一定の理解が得られましたが、手続が済んでいないNPO法人に対して更なる周知が必要です。
- ・「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」の素案をとりまとめましたが、条例を制定し、周知を図るとともに、認定NPO法人拡充に向けた制度として適切に運用していく必要があります。
- ・「ヒント集」の策定を通じて、NPOや地縁団体、企業等さまざまな主体の交流が進展しました。またNPOの活動基盤整備事業は、NPOの認知度、信用度等の向上に一定の成果を上げました。今後は、「ヒント集」を周知し実践を促すための取組を進めるとともに、基盤づくりの取組が継続されるよう、相談や情報提供などの支援を行う必要があります。
- ・協働事業提案に取り組む中で、NPOの視点から他の主体に協創の事業企画を提案し、一緒に取り組むことの必要性・有効性についての認識が広がりました。今後は、より多くの取組が生まれ、実践されるよう促すとともに、NPOの企画をより提案しやすくする仕組みを検討する必要があります。
- ・「NPOと企業の連携・協働実態調査」で、NPOと企業が連携・協働に取り組むうえでのニーズや課題（アドバイス機関の存在、具体的な事例紹介など）が明らかになりましたので、対応方法などを検討する必要があります。
- ・研修等を通じて、協創に携わる関係者のノウハウ・スキルの習得や、他セクターとの交流が進んでいます。その成果をより多くの協創の現場で生かす仕組みを検討する必要があります。
- ・「みえ災害ボランティア支援センター」では、岩手県山田町や本県への避難者に対する支援を行いました。
- ・「三重県災害ボランティア支援及び非営利活動促進基金」を財源とし、災害時に活動するNPOを支援する仕組みを構築しました。今後は、県民やNPO等へこの制度を周知し、理解を求めるとともに、NPOの参画や寄付の促進による財源の確保・充実を図っていく必要があります。
- ・市町における災害ボランティアセンターの設置や運営にかかる準備状況について調査した結果、運営マニュアルの未整備や訓練の不足等の課題が明らかになりました。研修・訓練を通して、関係機関に平時からの体制強化を進めるよう促していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・改正NPO法の内容についてよりきめ細かな周知と指導、相談等を行います。
- ・NPO法人を条例指定する制度を構築し、適切に運用するとともに、認定NPO法人の拡充にむけて、制度の内容、基準、必要な手続等の周知に努めます。
- ・「ヒント集」を活用して、NPO法人、地縁団体、企業等を訪問し、考え方や掲載された事例の周知、活用についての意見交換等を行うことにより、各主体の実践を促進します。併せて、実践活動が各地域で一層広がるよう優秀事例の発表会や表彰を行います。
- ・NPOが他の主体に提案する協創の事業企画の質を高める支援や、パートナーを見つける支援を行うとともに、これまで運用してきた事業提案制度の検証などを進めます。
- ・NPOと企業の連携・協働を促進するために、平成 24 年度の調査で把握した先進的な事例の企業にヒアリングし、モデル事例として情報発信するとともに、「関心」を「実践」につなげるために助言等を行います。また、企業・NPO関係者とともに、今後必要な取組の検討などを行います。
- ・協創に活用できるスキル・ノウハウを研修するとともに、その成果を実際に現場で確認するなど、学びを実践につなげる仕組みづくりを行います。

- ・「みえ災害ボランティア支援センター」を平成25年12月まで設置し、9月末までボランティアバスによる東日本大震災の被災者・被災地支援を行うとともに、東日本大震災の教訓と支援の成果を生かして、県民の防災意識の向上とボランティア活動への参加促進に取り組みます。
- ・NPOに災害時の活動を支援する仕組みへの参画を促すとともに、災害時に備えた連携を強化します。また、県民や企業等への働きかけを行い、基金への寄付を促進していきます。
- ・市町や社会福祉協議会等との意見交換や訓練を通じ、災害ボランティアセンターの設置訓練やマニュアル作成を促進するとともに、災害時に備えたネットワーク構築や関係団体との連携の必要性についても理解を深めます。

特に注力するポイント（平成25年度）

【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・NPO法人の活動基盤強化と地域における活動の促進が図られるよう、認定NPO法人の拡充にむけて、条例の制定と制度の適切かつ円滑な運用に取り組みます。
- ・「ヒント集」の活用にあたっては、対話によって気づきを促し、活動の活発化につなげるため、県内全てのNPO法人（約600法人）を訪問します。
- ・これまでの被災者支援の活動が、今後は、地元の関係団体による主体的で持続的な取組につながるよう、現地の体制づくりを支援します。また、東日本大震災の教訓や支援の経験を県内の関係者や県民へ周知するため、報告書を作成するとともに、防災意識の向上とボランティア・市民活動への参加を促すため、報告会を開催します。さらに、ボランティアバスの参加者は、県内で発災した場合に支援活動の中心的な役割を担うことが期待されるため、防災対策部等の関係部局と連携して、参加者のネットワークを生かし、県民の防災意識の向上に取り組みます。
- ・県内市町において災害ボランティアセンターの設置や運営が円滑に進むよう、基礎調査の結果を反映した意見交換会や研修を実施し、平時からマニュアルの作成やコーディネーターの養成を促進します。

施策 2 2 1

学力の向上

【担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値を少し下回りましたが、学力向上に向けた機運が高まり、教育指導の改善などの取組が進みつつあることから、活動指標の達成状況も踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標 目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学校に満足している子どもたちの割合	78.7%	80.5%	0.98	82.0%	85.0%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の公立小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の 4 項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は平成 23 年度と同じ実績値となりましたが、平成 27 年度の目標値（85%）の達成を目指して、平成 25 年度の目標値を 82.0%に設定しました。

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		22101 子どもたちの学力の定着と向上（教育委員会）	授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	80.6%
22102 社会に参画する力の育成（教育委員会）	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1 年後定着している割合	84.4% (22 年度)	84.5% (23 年度)	0.98	92.0% (26 年度)

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22103 教職員の資質の向上（教育委員会）	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	1.00	99.0%	100%
		87.8%	98.1%			
22104 学びを支える環境づくりの推進（教育委員会）	1,000人あたりの暴力行為発生件数		3.3件	未確定	3.2件	3.0件以下
		4.0件	集計中*			
22105 私学教育の振興（環境生活部）	特色化教育実施事例数		85件	1.00	90件	100件
		71件	87件			

* 「1,000人あたりの暴力行為発生件数」については、文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」により実績値を把握しますが、平成24年度分の調査依頼が大幅に遅れたため、現在集計中です。

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,867	15,718	15,980		
概算人件費		133,437			
（配置人員）		（14,799人）			

平成24年度の取組概要

- ・「みえの学力向上県民運動推進会議」を立ち上げ（10月）、キックオフイベント（11月）を開催するほか、チラシの配付、ホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進
- ・全国学力・学習状況調査を実施（抽出・希望利用を合わせて、全体の99.3%の小中学校で実施）
- ・実践推進校（98校）への非常勤講師の配置、授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザーの派遣
- ・Mie SSH（Super Science High School）（5校）を指定し、大学等と連携した講習会やセミナー、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、小学校向け理科教室を実施
- ・Mie SELHi（Super English Language High School）（8校）を指定し、三重県高校生英語キャンプや高校生英語スピーチ・スキット・英作文コンテスト等高校生が英語を使う機会を提供、英語教育のリーダーシップを取れる教員を育成
- ・大学等と連携し、高度な知識・技術を習得した実践力のある人材の育成のための指導方法や内容の研究等による各職業学科のさらなる活性化に向けた取組を推進（3校を指定）するとともに、職業学科における難度の高い資格取得等へ向けての支援
- ・小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、新たに国の加配定数を活用して小学校2年生の36人以上学級を解消
- ・地域を指定し、各学校段階を通じたキャリア教育の実践研究を実施（9地域）
- ・インターンシップやデュアルシステム等を行う県立高等学校を支援（34校）
- ・就職支援相談員（10人）を県立高等学校に配置し、進路相談や求人開拓、進路ガイダンス等を行い、就職活動を支援
- ・就業体験拡充支援員（2名）を採用し、職場体験・インターンシップ受入事業所を開拓（246事業所：平成25年2月末）
- ・経験年数の異なる教職員（初任者、5年・10年経験者837名）が、校種別、教科別の研修班を構成し、授業研究を通じて相互に学び合う「授業実践研修」（年間4回）を実施

- ・8市の小中学校15校と県立学校1校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」(集合研修3回、学校支援延べ76回)を実施
- ・小学校高学年用及び中学校用の「三重県心のノート」を作成
- ・知事と県教育委員会委員長による「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」を実施(7月)
- ・いじめ問題に関する緊急調査を実施(9月)
- ・「子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い」を開催し、いじめ問題について保護者等との意見交換を実施(10月)するとともに、警察との連携会議(11月)及び市町等教育委員会との合同会議(年間3回)を開催
- ・子ども家庭局との連携のもと、子ども虐待防止・いじめ防止キャンペーン活動を実施(11月)
- ・中学校区を単位とする重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化(15中学校区)
- ・子ども支援ネットワーク*を構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを推進(10中学校区)
- ・体罰に係る実態調査の実施(1月)及び体罰の防止に関する報告書の学校への周知
- ・運動部活動指導者研修会の開催(1月)及び映像教材「教育活動における体罰防止」の作成(3月)
- ・県総合教育センター内に「体罰に関する電話相談窓口」を設置(2月)

平成24年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身につけられるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育てていくため、「みえの学力向上県民運動」をスタートさせました(平成27年度までの4年間実施)。
- ・県民運動の展開を図るため、「みえの学力向上県民運動推進会議」を立ち上げるとともに、庁内に「みえの学力向上推進プロジェクト会議」を設置し、県民総参加の取組を推進していく体制が整いました。今後、県民運動をより広く周知・啓発し、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から学力向上に向けて取り組み、県民総参加の運動となるよう更に連携を図っていく必要があります。特に、子どもたちの読解力や表現力に課題が見られることから、その有効な対策として読書活動を推進する必要があります。
- ・平成24年度全国学力・学習状況調査の結果から、授業改善の必要性や家庭での学習時間の短さなど、多くの課題が明らかになりました。この調査結果を、教育指導に生かす学校が増えてきています。また、実践推進校98校への非常勤講師の配置、授業改善に係る指導助言を行う学力向上アドバイザーの派遣等による支援を進めていますが、学力向上アドバイザーについては、派遣要望が多く、全ての要望に対応しきれていない状況です。
- ・高校生が卒業後、社会人・職業人として自立していくために必要となる能力や態度・知識を身につけることや、基礎的・基本的な学力の習得が課題となっています。
- ・各分野でリーダーとして活躍できる人材を育成するため、Mie SSHやMie SELHiにより、理数教育や英語教育の充実を図るとともに、『若き「匠」育成プロジェクト』により、高度な知識・技術の習得を目指し、大学等との連携を進めることができました。今後は、指定校における取組を進めるとともに、それぞれの研究成果を地域や各高等学校に普及・還元し、また、小中学校等とのネットワークを構築していく必要があります。

- ・職業学科において、第3種電気主任技術者試験で4名、測量士試験で6名が合格するとともに、介護福祉士試験の合格率が98%を達成するなど、地域の担い手となる高度な技術力を持った人材を育成することができました。
- ・基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、新たに国の加配定数を活用して小学校2年生の36人以上学級の解消を図るなど、少人数学級と少人数授業の両面できめ細かな少人数教育を進めました。
- ・就業体験の充実や地域社会で活躍する卒業生等による授業の実施や小・中・高等学校の教員が参加する実践交流会の開催により、児童生徒の職業意識が高まるとともに、地域におけるキャリア教育プログラムの策定が進みました。今後さらに取組を拡充するとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の充実を図る必要があります。
- ・多様な主体との連携や就職支援相談員の配置等により、高校生の就職指導に取り組んだ結果、県立高等学校卒業生徒の就職内定率向上につながりました。また、学校や経済団体から就職指導の課題についてヒアリングを行い、就職試験前の指導の在り方について検証を進めました。
- ・「授業実践研修」を通じて若手教員一人ひとりの授業力向上につなげることができました。また、「授業研究担当者育成研修」を通じて校内研修の改善や活性化を図ることができました。引き続き、若手教員の授業力をはじめとする実践的指導力の向上を図るとともに、校内研修の活性化に向けて研修成果を県内全ての市町に広げていくことが課題となっています。
- ・子どもたちにとって身近な郷土の伝統や文化などを活用し、道徳教育の一層の充実を図るため、「心のノート」と地域教材「三重の文化」を組み合わせ、小学校高学年用及び中学校用の「三重県心のノート」を作成しました。今後は、各学校において、「三重県心のノート」が積極的に活用されるよう、有効な活用方法について検討を進めていく必要があります。
- ・9月に実施したいじめ問題に関する緊急調査の結果、いじめの認知件数が国公立あわせて1,319件と前年度の約5倍になりました。いじめの認知件数の約6割が小学校で発生していることから、小学校における教育相談体制の充実を図る必要があります。
- ・児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めていくためには、いじめの早期発見・早期対応の取組を進める一方で、子どもたちが自らの力でつながり合い、課題を解決していく力を身につけるよう取組を進めていく必要があります。
- ・いじめや不登校等、子どもたちを取り巻く課題の解決や未然防止を図るため、中学校区を単位として重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間でのスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化を図ることにより小中学校間での情報共有が進みつつあります。
- ・中学校区において子ども支援ネットワークを構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを進めていますが、学校・家庭・地域の連携を図る中で、特定の高等学校において高水準で推移する不登校や中途退学の未然防止に向けた対策が必要となっています。
- ・体罰の実態調査を行った結果、運動部活動に係る事案も多いことから、運動部活動指導者等が、体罰によらない効果的な指導方法を身につける必要があります。
- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行う必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 県民総参加による学力向上の取組を展開するため、市町等の取組に対する支援として「みえの学力向上県民運動推進会議」の委員を地域で開催される研修会等に派遣します。また、市町等の県民運動の取組等を収集しホームページ等を通じて発信するとともに、学校・家庭・地域別に啓発のためのリーフレット等を作成します。読書活動を推進するため、民間業者への委託により、専門性の高い図書館司書有資格者を小中学校に派遣し、司書教諭を中心とした教職員が実施する学校図書館を活用した効果的な授業実践に対する支援、ファミリー読書の推進に積極的に取り組みます。
- ・ 地域の教育力を活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育てていくきっかけをつくるために、各市町において活動するまなびのコーディネーター¹を委嘱し、地域において子どもたちが学習や体験等を行うことができる「みえの学び場」づくりを進めます。まなびのコーディネーターは、学校のニーズをもとに、地域住民によるまなびのボランティアの調整を図り、子どもたちの活動を支援します。
- ・ 学力の定着と向上を図るため、平成 24 年度の全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、また福井県の取組などを参考にしながら、国語、算数・数学、理科におけるワークシート等課題の改善に向けた効果的な教材の作成・充実、授業改善の推進、授業での学校図書館の活用促進等の取組を進めます。また、引き続き、実践推進校へ非常勤講師を配置するとともに、学力向上アドバイザーによる授業改善に係る指導助言体制を充実させます。
- ・ 高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、生徒の国語・数学・英語の学力等を把握するとともに、課題の明確化を行い、カリキュラムの開発など課題解決のための効果的な指導方法等を研究します。
- ・ 研究指定校等の取組を幅広く地域に発信し、他の高等学校や教員に普及するよう事業を進めるとともに、教職員の資質向上に向け、継続的に事業を実施していきます。『若き「匠」育成プロジェクト』については、職業学科が対象のため、学科により専門性が大きく異なることから、より多くの学科に効果が及ぶよう取組の充実を図ります。
- ・ 小学校 2 年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた、より効果的な少人数教育の推進に取り組んでいきます。
- ・ 子どもたちが主体的に社会に参画する力を身につけられるよう、様々な分野で活躍する人々の生き方や多様な価値観、職業観に触れ、自らの生き方を考える機会を創出するとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の拡充に取り組みます。
- ・ 学校から社会への円滑な移行に向け、多様な主体との連携を強化するとともに、就職指導プロセスの改善に取り組みます。
- ・ 教職員の授業力向上に向けた研修を体系化し、より学校に近い場所で研修を実施する等、教職員研修の充実を図ります。
- ・ 「授業実践研修」をより効果的に実施するため、経験に応じて求められる力を明らかにし、研修内容の充実を図ります。また、学校の組織的な取組により教職員の授業力向上を図るため、福井県への職員派遣の成果を踏まえ、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施するなど、県内の学校に研修成果を普及します。
- ・ 基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力等を育む授業改善モデルを作成するため、小中学校の教科別のプロジェクトチームを編成し、授業改善モデルの実践研究に取り組みます。また、県内全ての小中学校でこの授業改善モデルの活用を推進するため、教職員の授業力向上をめざす研修を実施します。

- ・子ども安全対策監を設置し、学校だけでは対応が難しい事案については、スクールカウンセラー等の専門家によるチーム支援を行い、関係機関と連携しながら、いじめや体罰の問題への的確な対応を図ります。
- ・小学校におけるスクールカウンセラーの配置を大幅に拡充し、小学校における教育相談体制の強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを3名増員して7名体制とし、いじめや体罰等の様々な問題解決の取組を進めます。
- ・中学校区を単位としたスクールカウンセラーの配置や子ども支援ネットワーク構築による子どもたちへの支援を引き続き進め、安心して学べる環境づくりを推進します。
- ・深刻化するいじめの未然防止を図るため、県内29中学校区において行う学級満足度調査を活用し、子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めることにより、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを充実させていきます。また、いじめを許さない「絆」プロジェクト会議において、各中学校区の取組の交流や検証を行うとともに、県内の指導者を養成するため、指導者養成講座を開催します。
- ・いじめや体罰の問題について、児童生徒理解に基づいた生徒指導のあり方及び運動部活動のあり方について研修会を開催し、教職員の資質向上を図るとともに、アンケート調査や電話相談等による状況把握により、早期対応につなげていきます。
- ・体罰によらない指導方法を普及し、体罰を一掃するため、運動部活動指導者研修会や生徒指導担当者を対象とした研修会を実施するとともに、映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用した校内研修を実施します。
- ・私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行うことにより、私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう努めます。

特に注力するポイント（平成25年度）【教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942】

- ・子どもたちの学力向上に向けて、授業改善をはじめとする県の施策を充実し、市町教育委員会や関係機関等と連携し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動」を展開します。
- ・みえの学力向上県民運動の枠組みのもと、新学習指導要領に対応した授業改善、教職員の指導力向上、きめ細かな少人数教育、豊かな心や社会参画力を育む教育、開かれた学校づくり、子どもたちの学びを保障するための環境づくり、読書活動など、県の施策を総合的に進めます。

施策 2 2 2

地域に開かれた学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の教材「三重の文化」*の活用率が目標値を下回ったものの、県民指標が目標値を上回ったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	90.0%	93.0%	1.00	97.0%	100%	
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合					
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、地域に開かれた学校づくりを進めた結果、目標値を達成できました。平成 25 年度は、平成 27 年度の目標値(100%)の達成を目指して、目標値を 97.0%に設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22201 地域とともにある学校づくりの推進 (教育委員会)	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合		40.0%	1.00	88.0%	100%
		—	81.2%			
22202 地域で支える教育活動の推進 (教育委員会)	教材「三重の文化」を活用した中学校の割合		80.0%	0.77	85.0%	100%
		—	61.9%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	36	47	39		
概算人件費		99			
(配置人員)		(11 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・各学校における開かれた学校づくりの仕組みの導入を促進するため、市町教育委員会対象に「開かれた学校づくり推進協議会」を地域別に開催（4 地域）
- ・コミュニティ・スクール等の実践経験をもつ退職校長、学校運営協議会委員等、開かれた学校づくりサポーターを学校の研修会等に派遣（7 名）
- ・「みえの開かれた学校づくり推進フォーラム」を開催
- ・学校関係者評価の理解浸透を図るため、学校関係者評価委員や教職員を対象とした学校関係者評価研修会を実施（県内 4 箇所）
- ・「学校支援地域本部^{*}」の仕組みにより、大学生や教員経験者等、地域住民の知識・技能を活用する学習支援等（授業における学習支援、放課後等の学習指導）の取組を支援（7 市町）
- ・各市町から 50 名が参加し、学校支援等コーディネーター研修会を開催
- ・教材「三重の文化」活用授業実践推進会議（11 月）を開催し、教材「三重の文化」の授業実践にかかる情報交換を実施
- ・教材「三重の文化」の題材をもとにした「ふるさと三重かるた」の読み札を公募（29 市町の 147 校（小学校 391 校中 102 校、中学校 166 校中 45 校）で取組実施、12,400 人（小学校 7,928 人、中学校 4,472 人）の児童生徒から応募）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・それぞれの地域で開かれた学校づくりの取組が進むよう、各市町教育委員会を訪問し、コミュニティ・スクール等開かれた学校づくりの推進に向けた具体的な情報交換を進めており、県内のコミュニティ・スクールは、51 校（小学校 36 校、中学校 14 校、高等学校 1 校）となりました。また、松阪市 3 校、鈴鹿市 2 校、亀山市 1 校、県立学校 1 校で、文部科学省の「コミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業」を、伊賀市 2 校で県事業の「小中学校におけるコミュニティ・スクール推進のための実践研究事業」を実施するなど取組が進んできました。今後、地域別の担当者会議や開かれた学校づくりの実務経験者の派遣等による支援を進め、学校関係者評価も含め、仕組みの導入がない地域を中心に、開かれた学校づくりが広がるよう、普及・促進を働きかけていくとともに、導入済みの学校への適切な支援を行う必要があります。
- ・県内の公立小中学校の 93.5%、県立学校の 100%で学校関係者評価を実施しており、学校運営の改善や教育活動の充実に向け取組が進んできました。今後、学校関係者評価が効果的に実施され、有効に機能するよう、運営方法の確立や、具体的な成果につなげるための研修の充実などの支援が必要となります。
- ・地域住民等による学校支援を進めるため、開かれた学校づくり推進協議会（県内 4 地域で開催）における情報交換等とおして、大学生や教員経験者等地域住民の知識・技能を活用する学習支援（授業における学習支援、放課後等の学習指導）等の取組を中心に、その拡大に向けて取り組みました。これにより、地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町が 26 市町に増加するなど取組が広がってきています。また、この事業に関わるコーディネーターを対象に、ワークショップや講義を

実施し、学校・家庭・地域を結ぶための知識や技能等を習得するように働きかけました。今後、学習支援活動が全ての学校で実施されるよう、さらに働きかけていく必要があります。

- ・「教材「三重の文化」活用授業実践推進会議」を開催し、教材「三重の文化」を活用した実践事例の交流等を行いました。取組の広がりには課題があります。実践事例の収集・普及を広く行い、各中学校の実態に応じた活用が積極的に実施されるよう働きかけていく必要があります。
- ・各市町教育委員会に「ふるさと三重かるた」の作成に向けた協力を要請し、県内の公立小中学生から広く読み句を公募することで、三重の良さを実感できる教材を活用した郷土教育の推進につながりました。今後、制作会議において、郷土に対する興味・関心を高め、言語活動の充実に効果的なかるたの作成を進めます。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・市町教育委員会と連携し、地域の状況に応じた開かれた学校づくりを促進するよう、県内 4 地域に設置する「開かれた学校づくり推進協議会」における協議の充実を図ります。また、地域とともにある学校づくりを中学校区単位で推進する実践研究をモデル的に実施し、研究の成果を他の市町に普及・啓発します。
- ・学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価研修会を引き続き実施します。また各学校で年度末に行われる学校評価(関係者評価を含む)に基づく改善活動が組織的、継続的に行われるよう、引き続き支援を行います。
- ・市町が実施する地域による学力向上の取組を支援するため、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成等の支援を行います。また、取組成果等の報告会を開催するなど、事業成果の共有と取組の普及を図り、平成 27 年度には全ての市町で地域人材を活用した学習支援活動が実施・定着されるよう支援します。
- ・各教科等における教材「三重の文化」を活用した授業の実施を各中学校に働きかけるとともに、各市町から効果的な実践事例を集約し、県教育委員会の Web ページを通じて、活用方法の普及を図ります。また、社会科を中心として、年間指導計画に教材「三重の文化」の活用を位置づけて、計画的に指導を進めるよう助言していきます。さらには、教材「三重の文化」の題材をもとに作成した「三重県 心のノート」の活用とも連動させて、教材「三重の文化」の活用を推進していきます。
- ・教材「三重の文化」を用いた郷土教育が一層充実するよう、「ふるさと三重かるた」を作成するとともに、かるたの活用・普及に取り組めます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話:059-224-2942】

- ・市町教育委員会等と連携・協力し、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した「開かれた学校づくり」の取組の輪を広げ、みえの学力向上県民運動の枠組みのもとで、地域や家庭の教育力を取り入れた教育活動を推進します。
- ・三重の良さを実感できる教材や地域資源等を活用した郷土教育を充実します。

施策 2 2 3

特別支援教育の充実

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいに対する理解が進み、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う感性を、幼少時から育むことができる教育環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育てています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	全ての指標において、平成 24 年度の目標値におおむね到達することができ、特別支援教育の推進が着実に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標 目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率	34.2%	30.0% 38.7%	1.00	30.0%	30.0%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、外部人材による職場開拓を進めた結果、目標値を達成できましたが、厳しい雇用状況等をふまえ、平成 25 年度も引き続き 30%を目標値に設定しました。

活動指標 基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22301 特別支援教育の推進（教育委員会）	個別の教育支援計画*を作成している県立高等学校の割合	31.0%	50.0% 41.1%	0.82	60.0%	100%
		2 校	3 校		1.00	5 校
22302 就労の実現（教育委員会）	県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	2 校	3 校	1.00	5 校	8 校
		18 教室	8 教室		1.00	8 教室
22303 学習環境の整備（教育委員会）	暫定校舎の教室数	18 教室	10 教室 8 教室	1.00	8 教室	0 教室

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,019	1,158	1,495		
概算人件費		10,144			
(配置人員)		(1,125 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・障がいのある子どもたちの就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ[※]の作成、活用による支援体制構築の推進（パーソナルカルテ推進強化市町として 18 市町を指定）
- ・高校に在籍する発達障がいのある生徒の支援のため、発達障がい支援員を配置（3 校）して巡回相談を実施、医師や言語聴覚士等の専門家チームを派遣
- ・特別支援教育に係る中核的な教員養成のため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催（7 日間 20 講座）
- ・職業に関するコース制を導入（3 校）
- ・ビルメンテナンス協会と連携し、清掃技能に関するカリキュラムを開発し、清掃技能検定を実施
- ・生徒本人の適性に合った職場実習先の開拓を組織的に推進するため、職業適性アセスメント用教材を活用し、本人の適性と職種のマッチングを実施
- ・キャリア教育サポーター（5 名）や職域開発支援員（9 名）を配置し、職場開拓を充実
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加や障がいの重度化等の緊急課題に対応するため、くわな特別支援学校を 4 月に開校するとともに、特別支援学校東紀州くろしお学園本校（統合）及び松阪地域特別支援学校（仮称）の整備地を決定し、あわせて、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成 23 年度～平成 26 年度）を改定
- ・スクールバスの整備と計画的な運行を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・障がいのある子どもたちの就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成とその活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 18 市町を指定し、支援体制構築に係る理解を深めながら取組を進めることができました。支援情報の円滑な引継ぎが行える市町が増えた一方で、幼稚園・保育所から小学校への引継ぎにはまだ課題があります。
- ・高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、3 校に発達障がい支援員を配置して巡回相談を行ったほか、医師や言語聴覚士等の専門家チームを派遣するなど、効果的な支援体制づくりを進めてきました。一方で、中学校から高校への生徒の支援情報の引継ぎや高等学校における「個別の教育支援計画」の作成状況に課題があることから、市町教育委員会との情報共有を進めながら円滑な引継ぎが行える体制を構築する必要があります。
- ・特別支援教育に係る中核的な教員を養成するため、7 日間 20 講座におよぶ特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、教員の専門性の向上を図りました。今後も引き続き、特別支援教育の充実に向け、専門性を有する教員を増やしていく必要があります。
- ・教育課程の改編を進め、職業に関するコース制を導入するとともに、清掃技能に関するカリキュラムを開発し、清掃技能検定を実施しました。また、生徒本人の適性に合った職場実習先の開拓を進めていくため、職業適性アセスメントを試行的に活用し、本人の適性と職種のマッチングを図ると

ともに、キャリア教育サポーター（5名）、職域開発支援員（9名）を配置し、職場開拓に努めた結果、事業所就労率が向上し、生徒の就労希望の実現につなげることができました。厳しい雇用状況の中、今後は、企業に生徒の可能性を提示する提案型の職場開拓が必要になってきています。

- ・特別支援学校における児童生徒の増加や障がいの重度化等さまざまな緊急課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成23年度～平成26年度）の見直しを行いました。学校の適正な規模・配置を実現するため、新たな学校の整備を進めるとともに、教室不足等の緊急的な課題に対応する必要があります。
- ・小中学校の通常学級及び特別支援学級を支援するため、特別支援学校のセンター的機能の強化や市町との連携を図る必要があります。
- ・児童生徒の通学時間短縮を図るため、スクールバスの整備を行いました。計画的な運行等を検討する必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・障がいのある子どもたちの就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するため、平成24年度のパーソナルカルテの作成状況を把握し、その実態をふまえて、パーソナルカルテ推進強化市町のさらなる指定を行うなど、パーソナルカルテの活用促進や市町の就学指導担当者との共通理解を図ります。
- ・高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の支援体制を充実させるため、市町教育委員会と情報共有するとともに、パーソナルカルテの有効な活用をとおして、中学校から高等学校への生徒の支援情報の円滑な引継ぎと高等学校における「個別的教育支援計画」の作成を進めます。
- ・特別支援教育に係る中核的な教員を養成するため、引き続き、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、教員の専門性の向上に取り組みます。
- ・特別支援学校生徒の就労につなげるため、企業との連携による技能検定制度*の活用や職業に関するコース制を導入する学校の拡大、コースにおける学習内容の充実に取り組みます。また、企業に対して、積極的に生徒の可能性や強みを提示する等の提案型の職場開拓を行うため、引き続き、企業経験の豊かな外部人材を特別支援学校に配置し、職場実習先等の開拓を進めるとともに、他部局、関係機関と連携し、障がい者雇用の理解と啓発を図ります。
- ・特別支援学校の児童生徒の増加やさまざまな緊急課題に対応し、学校の適正な規模・配置を実現するため、特別支援学校東紀州くろしお学園本校の統合整備や松阪地域特別支援学校（仮称）等の整備に取り組むとともに、教室不足の解消を図ります。
- ・発達障がいのある児童生徒への対応や、小中学校の通常学級及び特別支援学級に対する支援を強化するため、こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校における特別支援教育のあり方も含め、特別支援学校のセンター的機能の強化を図っていくとともに、指導支援ネットワークの構築や専門性を有する教職員の育成に取り組みます。
- ・児童生徒の通学時間短縮を図るため、スクールバス運行の見直し等に取り組みます。
- ・今後の三重県における特別支援教育のあり方について、特別支援教育に関する総合推進計画の策定に向け検討を進めます。

特に注力するポイント（平成25年度）【教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942】

- ・特別支援学校のセンター的機能や関係機関とのネットワークの構築も含め、発達障がいを含む特別支援を必要とする子どもたちに係る支援情報の円滑な引継ぎと、自立支援に向けた支援体制の充実を図ります。

- ・「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づき、県立特別支援学校の整備等を進めます。

施策 2 2 4

学校における防災教育・防災対策の推進

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、災害対応能力を身につけるとともに、大規模地震や津波、風水害などの自然災害への対策が十分に行われた、安全で安心して学習できる環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が 24 年度目標値を上回っているほか、活動指標についても概ね 24 年度目標値を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	—	63.0% 64.9%	1.00	76.0%	100%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合（教育総務課調べ）
25 年度目標値の考え方	いつ発生してもおかしくないとされている東海・東南海・南海地震等に対する対策として、地域での連携は不可欠であるためこの指標を採用しています。4 年間で 100%を実現するために、年間約 12 ポイントの上昇により達成できると考えています。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22401 防災教育の推進 (教育委員会)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	—	100% 98.3%	0.98	100%	100%
		—	50.0% 99.7%		1.00	100%
22402 防災対策の推進 (教育委員会)	県立学校の非構造部材*の耐震対策実施率	—	10.0% 4.1%	0.41	20.0%	100%
		—	—		—	—

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,288	1,948	2,127		
概算人件費		126			
(配置人員)		(14 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員養成のための研修会を開催（四日市、津、伊勢、尾鷲の4会場）
- ・学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を強化するため、防災タウンウォッチング、地域住民等との避難訓練、防災学習等の支援を実施（延べ133校）
- ・公立小中学校及び県立学校において「防災ノート」を活用した学習を実施（全体の98.3%の学校）
- ・三重県の中学生と宮城県の中学生とが、防災に関する意見交換、発表等を行う「子ども防災サミット in みえ」を8月に鳥羽市及び志摩市で開催
- ・「小中学校防災機能強化補助金」を創設し、非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備、備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策等、学校の防災機能強化を支援（7市179校、4町33校、1学校組合1校）
- ・全ての県立学校に児童生徒及び教職員分の防災用毛布・保温シートを、孤立想定地区の県立学校10校に2日分の水及び食料を備蓄し、県立学校の防災機能を強化したほか、全ての県立学校のAEDを更新
- ・県立学校施設の耐震補強工事の実施により、耐震化率が向上（98.8%から99.4%に向上）
- ・県立学校施設の非構造部材の耐震対策、老朽対策等の工事を実施（外壁改修10校、屋上防水4校、吊り天井改修1校、体育施設改修3校、給水管等設備改修8校）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するため、防災教育の進め方等について研修会を開催し、教職員のスキルアップを図ることができました。今後、研修会で学んだことを学校での実践につなげていく必要があります。
- ・学校における防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等について支援を行い、体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を強化することができました。他にも取組が必要な学校があることから、今後、支援を継続していく必要があります。
- ・学校現場において、児童生徒や教職員が、自分の命は自分で守ることができるよう、公立小中学校及び県立学校において「防災ノート」を活用した学習が実施されるよう取り組んだ結果、98.3%の学校で「防災ノート」を活用した学習が実施されました。今後、全ての学校で実施されるよう取組を続けていく必要があります。
- ・宮城県の中学生を三重県に招待し、防災に関する意見交換、発表等を行う「子ども防災サミット in みえ」を開催することにより、三重県の中学生の防災意識を高めるとともに、宮城県の中学生の心のケアを図ることができました。今回の成果を生かし、生徒等の防災意識をさらに高めていく必要があります。
- ・小中学校防災機能強化補助金を創設し、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備、ガラス飛散防止対策、備品等転倒落下防止対策の取組について支援することにより、小中学校の防災機能を強化できました。今後、津波への対応等、さらなる防災機能の強化を図

るため、事業の積極的な活用を促していく必要があります。

- ・県立学校においては、耐震性が確保されていない校舎等の耐震化対策を平成 25 年度に完了させる必要があります。非構造部材の耐震対策については、本年度 13 校で実施したところですが、専門家による非構造部材の点検を全校（74 校）で実施した結果、耐震対策の必要性を新たに指摘された校舎等もあることから、今後は非構造部材の耐震対策に注力し、計画的に進めていく必要があります。
- ・公立小中学校施設的安全性確保を目的に、校舎等の建物や非構造部材の耐震対策、老朽対策、防災機能強化のための工事を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を行っていますが、財政事情等により、耐震対策の取組が遅れている市町があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員をさらに養成するため、引き続き、災害発生時及び発生後の対応に係る研修会を開催します。
- ・体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を行う学校を拡大するため、引き続き、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を行います。特に、通学範囲が広く小中学校に比べて地域での連携が図りにくい県立学校に対しては、地域と連携した避難訓練等を実施するよう働きかけていきます。
- ・児童生徒や教職員が、自分の命は自分で守れるよう、全ての公立小中学校及び県立学校において、「防災ノート」を活用した学習が実施されるよう取り組みます。
- ・生徒の防災意識を高めるため、三重県の中学生が宮城県を訪問し、「子ども防災サミット in みえ」での交流を継続します。
- ・小中学校の防災機能を強化するため、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備等の取組を引き続き支援し、津波から逃げ遅れた際の「最後の砦」としてライフジャケットについても補助の対象とします。
- ・県立学校施設の校舎等の耐震化を平成 25 年度中に完了できるよう、引き続き取り組みます。また、非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に実施した点検結果を踏まえ、計画的に進めていきます。
- ・公立小中学校施設的安全性を確保するため、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、耐震対策の取組が遅れている市町に対し、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を行うとともに、対策の早期完了を働きかけます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【教育委員会 副教育長 眞伏利典 電話:059-224-2942】

- ・全ての小中学校と県立学校において、防災に関する専門的な知識とスキルを持つ「学校防災リーダー」の養成を引き続き進めるなど、平常時の防災教育・防災対策の充実と災害時における児童生徒の安全確保を図ります。
- ・平成 24 年度からの 2 ケ年事業である小中学校防災機能強化補助金について、平成 25 年度は、補助要件を一部緩和して市町の活用促進を図り、小中学校の防災機能強化を支援します。
- ・校舎等の耐震対策を平成 25 年度の完了に向けて取り組みます。
- ・施設老朽対策の長寿命化にかかる改修を進めるとともに、非構造部材の耐震対策にかかる要素を加えた改修を実施してきます。

施策 2 3 1

子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	活動指標は3項目のうち2項目を達成し、また、子ども専用相談電話で多くの相談を受けることができましたが、県民指標を0.5%しか伸ばせなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	50.0% 35.5%	0.71	60.0%	100%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、「みえの子ども白書フォーラム」の開催などにより前年度に比べて条例の認知度を伸ばす努力をしたものの、目標達成には至りませんでした。平成 25 年度は、子どもや子育て家庭が関わる事業、関係機関や市町と連携し、あらゆる機会を生かして三重県子ども条例の啓発に努めることとし、目標値を 60.0% に設定します。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	キッズ・モニター活用事業数	7 事業	8 事業	1.00	9 事業	10 事業
		7 事業	8 事業			
23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 (累計)	1,048 会員	1,155 会員	0.71	1,270 会員	1500 会員
		1,048 会員	1,124 会員			

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合		92.5%	1.00	95.0%	100%
		90.0%	92.7%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	245	81	61		
概算人件費		126			
(配置人員)		(14人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「三重県子ども条例」の認知度の向上を図るため、フリーマガジン(2紙)、FM三重、県政だより、県庁玄関ロビー液晶掲示板、HPや出前講座等において啓発を実施
- ・ 子どもと大人の意識などをまとめた「みえの子ども白書」に対する理解の浸透を図る「みえの子ども白書フォーラム」を開催(参加者180人)
- ・ e-モニター制度を利用した「キッズ・モニター」の実施(8事業)(キッズ・モニター：平成24年度最大登録者数389人)
- ・ 子どもの悩みや不安に寄り添い、ともに問題の解決を図る子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営(相談件数3,445件)
- ・ 保護者の子育ての不安感や負担感の軽減を図る「親なびワーク」を小学校等県内18か所で開催(参加者445人)
- ・ 子育てサポート講座の開催(公開講座2回、出前講座28回)による「みえの子育てサポーター」の養成(1,532人)
- ・ 子育てサポーターが支援し子どもが主体的となって実施した「やるぞ!子ども会議」(5事業)、子育てサポーターや地域の大人が連携した「子育て支援活動」(8事業)の実施
- ・ 家族が互いの理解を深め、絆を認識する機会として、「家族の絆 一行詩コンクール」を実施(応募7,017作品)
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数の拡大(会員数：1,124(内企業626、団体498)、対前年度76会員増)、メールマガジンの発刊、会員総会における取組事例の発表など
- ・ 第7回「子育て応援!わくわくフェスタ」を「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して開催(来場者27,000人、出展・出演120団体、運営ボランティア延べ339人)
- ・ 「家庭の日」調査票を県内企業約4万社に送付し、「家庭の日」についてPRを実施
- ・ 「家庭の日」協力事業所の登録状況(平成25年3月末81社)とその取組内容を県ホームページ等で紹介
- ・ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を、地域別・計画的に実施
- ・ 子どもの利用が多い店舗に積極的に働きかけ、「青少年健全育成協力店」として登録(青少年協力店割合平成25年3月末現在：92.7%)

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 「三重県子ども条例」の認知度について、広報媒体の活用や事業を実施する中で周知を図りましたが、目標を達成するには至りませんでした。市町や学校等の関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて広報・啓発を行う必要があります。
- ・ 「みえの子ども白書フォーラム」を開催したことで、保護者や地域の大人による「子どもに対する理解」の浸透を図りました。引き続き、子どもの自己肯定感の向上や子どもの育ちについて大人が考える機会づくりが必要です。
- ・ キッズ・モニターを活用して子どもの意見を聴取し、県施策（8事業）の参考としました。引き続き、モニター数やモニター制度を活用する県施策の事業数を拡大する必要があります。
- ・ 子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営する中で、専門的な対応が必要な相談については、児童相談所や教育委員会等関係機関につなぐことができました。悩みを抱えた子どもが気軽に相談できるよう「こどもほっとダイヤル」の周知に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図る必要があります。
- ・ ワークショップ形式の「親なびワーク」を実施し、子育て中の親の悩みの共有や連携が深まりました。一方で、現在のワークシートは、利用者の満足度は高いものの学齢期の子どもの親中心のプログラムとなっており、「親なびワーク」の対象を見直す必要があります。
- ・ 子育てサポート講座の開催により「みえの子育てサポーター」を養成しましたが、出前講座の募集開始が遅れたため、計画通りに養成することができませんでした。また、今後は、サポーターの具体的な活動について、地域で連携するしくみを検討していく必要があります。
- ・ 「家族の絆 一行詩コンクール」を実施し、家族をはじめ学校や地域の中で子どもと大人が互いの理解を深め、絆を認識する機会を提供しました。さらに多くの絆が育つよう、コンクールの効果的な周知・啓発を行い、参加者を増加させる必要があります。
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大について、企業等へ働きかけを行いました。目標を達成するに至りませんでした。今後は、新たな業種の開拓やエリアの拡大が図れるよう周知・啓発を行う必要があります。
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して第7回「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪を広げました。今後は、ネットワーク会員の自主的、主体的な活動が促進されるように各地域での交流を深める必要があります。
- ・ みえ県民意識調査によれば、県民の皆さんが希望する子どもの人数の平均は2.5人となっていますが、合計特殊出生率は1.47となっています。子どもを産みたい人に対して、子どもを産み育てやすい環境が整っていないことが課題と考えます。
- ・ 子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する地域社会づくりをめざし、「家庭の日」の周知をはかりました。協力事業所の登録数を増やして、その取組内容について紹介することで、「家庭の日」を周知していく必要があります。
- ・ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を、地域別・計画的に行うとともに、子どもの利用が多い店舗に対して、「青少年健全育成協力店」として登録していただくよう積極的に働きかけることにより、子どもを有害環境から保護する取組が進みました。引き続き立入調査や協力店への登録要請等継続的な活動が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「三重県子ども条例」の認知度の向上に向けて、三重県ホームページ・キッズサイトの充実や県庁見学者(子ども)への説明を行うとともに、市町が主催する子ども向けイベントや学校で学習し、家庭へ持ち帰り家族で考えるような流れを検討するなど、市町や教育関係機関との連携強化を図ります。また、「三重県子ども条例」の基本理念にのっとり、子どもが参加し意見を表明する機会や、大人が子どもの力を信頼し子どもとの接し方を考える機会となるような取組を、新たに団体・企業から提案を受けて実施します。
- ・ 「キッズ・モニター」登録数を増やすよう普及・啓発を図るとともに、モニター制度の活用について全庁的に働きかけ、制度の利用促進を図ります。
- ・ 「こどもほっとダイヤル」の周知・広報に努め、悩みを抱える子どもに向き合い、子ども自身の育ちを支えるとともに、対処が必要な案件についてはより良い支援が行われるよう、関係機関連絡会議、定期的な運営会議や事例検討会を開催し連携を強化していきます。
- ・ 子育て中の親の悩みの共有や親同士のつながりを促進するため、ワークショップ形式の「親なびワーク」について、児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルします。
- ・ 年度当初から市町を通じて関係機関等での子育てサポート講座の活用を働きかけ、「みえの子育てサポーター」を養成するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の企業・団体との連携や市町事業への協力など地域での実践的な活動を促進していきます。
- ・ 「家族の絆 一行詩コンクール」のこれまでの作品を活用して、コンクールの効果的な周知・啓発を図るとともに、学校で応募作品を教材として活用したり、家庭へ持ち帰り家族で考えるような流れを検討するなど、学校における取組の促進を図っていきます。
- ・ 地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪が一層広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して家族の絆が深まるようなフェスティバルを開催するとともに、さらなるネットワーク会員の拡大を図っていきます。また、地域での自主的な活動が進むよう、会員の取組情報の共有や会員間の交流の場づくりを行います。
- ・ 希望するすべての人が、子どもを安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、10 県の「子育て同盟」で他県と連携し具体的な取組を進めます。また、第 2 子出生には男性の育児参加が影響するともいわれていることから、市町や関係機関と連携し、平成 26 年度に、男性の育児参加や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するための全国大会を開催することをめざします。
- ・ 「家庭の日」協力事業所の登録をすすめ、その取組内容を県ホームページ等で紹介するなど、「家庭の日」について引き続きPRしていきます。
- ・ 「青少年健全育成協力店」への登録について、三重県青少年健全育成条例に基づく立入対象店舗のうち、引き続き子どもの利用の多い店舗（コンビニエンスストア、書店、ネットカフェ、カラオケ店）を重点的な対象として働きかけていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317】

- ・ 「三重県子ども条例」の認知度の向上に向けて、ホームページ等により県からの情報発信力を強化するとともに、市町や教育委員会等の関係機関と連携し、みえの子ども白書も活用して、条例の趣旨の周知に努めます。
- ・ 希望するすべての人が、子どもを安心して産み育てることのできる地域社会づくりをめざして、「みえ次世代育成応援ネットワーク」、「みえの子育てサポーター」などの活動が、各地域の子どもや子

育て家庭を応援する実践的な取組となるよう市町や関係機関と連携して進めていきます。

- ・ ワークショップ形式の「親なびワーク」を児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルし、市町や関係機関と連携して取り組みます。

施策 2 3 2

子育て支援策の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標をはじめ、3つの指標で 24 年度目標値を達成しており、子育て支援策全体が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数	11,962 人	12,200 人 12,418 人	1.00	12,550 人	12,950 人

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	入所待機となりがちな低年齢児（0～2歳）の保育所利用児童数
25 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、市町の実施する保育所整備等に対する補助や市町が主体的に実施する取組等の相乗的な効果から、入所待機となりがちな低年齢児童の入所がさらに進むと考え、目標値を 12,550 人としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23201 保育・放課後児童対策等の充実 (健康福祉部子ども・家庭局)	病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）	15 地域	16 地域 15 地域	0.94	17 地域	20 地域
		15 地域	15 地域		17 地域	20 地域
23202 母子保健対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	193 件	200 件 273 件	1.00	220 件	220 件
		193 件	273 件		220 件	220 件
23203 ひとり親家庭等の自立の支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）	36 人	100 人 121 人	1.00	300 人	1,000 人
		36 人	121 人		300 人	1,000 人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	16,083	17,623	16,677		
概算人件費		1,713			
(配置人員)		(190 人)			

平成 24 年度の取組概要

- 待機児童の解消のため、安心こども基金を活用した市町が行う保育所整備等を促進（6 市 8 か所、保育所定員 530 人増）
- 待機児童の多くを占める低年齢児（0 歳～2 歳）の保育所入所を進めるため、低年齢児保育事業を実施する市町に対する補助（19 市町）
- 子育て家庭の就労形態の多様化等に伴う地域ニーズに対応するため、延長保育をはじめ特別保育事業を実施する市町に対する補助（延長保育実施市町：15 市町）
- 平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に関し、市町に対する説明会を開催し、平成 27 年度に施行予定の子ども・子育て支援新制度* についての情報提供を実施
- 多くの児童が放課後児童クラブを利用できるよう、放課後児童クラブの運営費と施設整備費に関し、市町に対し補助を実施
(県内の放課後児童クラブ数：平成 24 年 5 月 1 日 292 か所（平成 23 年 5 月 1 日 282 か所）)
- 特定不妊治療費の一部助成は、助成件数が大幅に増加（助成件数：2,326 件）、県単独補助事業については、所得制限を 300 万円未満から 400 万円未満に緩和
- 不妊専門相談件数 273 件
- ひとり親家庭情報交換会を開催（4 か所 121 名参加）
- 市町が実施する子ども医療費助成事業に対して、平成 24 年 9 月から、県が支援する対象を、義務教育就学前までの児童の入通院から小学校 6 年生までの児童の入通院に拡大
- こども心身発達医療センター（仮称）の整備について、地権者との協議や用地測量、地形測量、環境調査等を実施。関係者により整備計画概要をとりまとめ、設計業者を選定
- 発達障がい児に対する早期支援を図るため、市町の保健師・保育士・教員を 1 年間あすなろ学園に受け入れ（研修生は発達障がいに関する専門的な支援方法を学び、研修後は市町の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーとして活動）
- 子育てに悩む保護者のサポートを行う子育て支援ストレスマネージャーの育成を実施（24 年度研修受入：みえ発達障がい支援システムアドバイザー 5 名、子育て支援ストレスマネージャー 3 名）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- 待機児童解消のためには保育士の確保が重要ですが、保育現場における保育士の離職や、処遇等の問題から保育士養成施設を卒業後も保育士にならない学生が増加しているなど、保育士不足が深刻になっています。
- 待機児童解消のため、保育所整備等を進めましたが、働く親の増加などから、平成 24 年 10 月 1 日現在の待機児童数は 333 人となり、前年同期に比べ 9 人増加しました。そのため、市町が保育所整備を地域のニーズをふまえ計画的に進められるよう、引き続き支援していく必要があります。
- 保育に関する地域の実情やニーズを確認するため、全市町を訪問して、聴き取りや意見交換を行いました。その結果、延長保育のニーズが高く、今後取組を進めていく市町がある一方、休日保育を実施している市町では利用者が少ない、病児・病後児保育を実施できる医療機関が確保できず取組

が進まない、といった状況がわかりました。今後も、子育て家庭が必要とする特別保育等のサービスがそれぞれの市町において適切に提供できるよう、引き続き協議しながら取組を進めることが必要です。

- 平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が本格実施される予定であり、市町は平成 25 年度中に地域の保育・教育・放課後児童クラブのニーズを調査し、子ども・子育て支援事業計画策定等の準備を行うこととなります。そのため、県は市町に必要な情報提供・協議を行うことが必要となります。
- 放課後児童クラブに関する地域の実情等について、全市町を訪問して、意見交換を行なった結果、放課後児童クラブを利用できない小学校区の多くが小規模校であることや、市町が小規模なクラブを存続させるために努力している状況がわかりました。子ども・子育て支援新制度が実施される際には、放課後児童クラブに関する国庫補助の見直しが予想されます。
- 放課後児童クラブを利用する児童の健康管理や安全の確保、遊びを通して児童の自主性、社会性、創造性を培っていくためには、放課後児童指導員の資質の向上を図っていく必要があります。
- 特定不妊治療の助成要件を緩和した結果、多くの方々の不妊治療に関する経済的負担が軽減しました。また、不妊や不育症の相談体制を充実したことにより、多くの方からの相談を受け付けましたが、再相談や長時間に及ぶ相談者の増加傾向も見られ、引き続き相談状況の検証や相談体制の見直しが必要です。
- ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭の持つ孤立感の解消に努めましたが、さらに拡大することで、多くのひとり親家庭の孤立感の解消を促進する必要があります。また、ひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることが多く、学習意欲の低下を招くことで、不利な就職へとつながっていく「貧困の連鎖」の可能性が指摘されているため、学習環境に恵まれない子どもに対する学習支援に取り組む必要があります。
- 市町が実施する子ども医療費助成事業の対象年齢の小学校 6 年生までの引き上げにより、安心して子どもに医療を受けさせられるようになりました。
- こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向け、統合効果を十分に発揮するため、関係者間で同センターの機能検討を行いながら、着実に測量や環境調査、設計等を進めました。一方で、同センターが子どもの発達支援の総合拠点としての機能を発揮するには、医療・福祉・教育との連携が不可欠であることから、三重病院、三重大学附属病院、三重県医師会等関係機関に加え、教育委員会からなる連絡協議会を立ち上げました。今後も、医療・福祉・教育が一体となって進めることが重要です。
- 発達障がい児への早期支援を図るため、みえ発達障がい支援システムアドバイザーや子育て支援ストレスマネージャーなどの人材の育成を行い、併せて市町の発達総合支援室設置に向けた取組により、平成 25 年 4 月には県内 18 市町に窓口機能ができました。引き続き早期支援の体制が三重県全体に広まるよう取組を展開していくことが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- 不足している保育士の確保に向けて、市町を通じ、民間保育所が早期の処遇改善計画を策定し、保育士の処遇改善にすみやかに対応できるよう取り組むとともに、保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士等を対象とした就職相談を充実します。また、保育士養成施設の学生に対して、保育現場の理解を深める取組を実施します。
- 待機児童解消に向けて、保育所整備等を促進するとともに、県内で新たに家庭的保育等を実施する市町を支援します。また、延長保育や病児・病後児保育など特別保育のサービスが必要とされる子育て家庭に提供できるよう市町に引き続き働きかけを行います。また、病児・病後児保育のニーズ

があっても、医療機関での実施が困難などの理由により取組が進まない地域においては、各市町のファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業の実施拡大を働きかけていきます。

- ・ 放課後児童クラブ指導員の資質の向上を図るため、研修を実施します。また、小規模な放課後児童クラブが継続的に運営できるよう、国庫補助制度の拡充について国への提言を行うとともに、市町の子ども・子育て支援事業計画の策定に関する助言を行うなかで、小規模な放課後児童クラブの有する課題の解決に向けた協議を行います。
- ・ 市町の子ども・子育て支援事業計画の策定準備のため、県と市町の地域づくり連携・協働協議会において、必要な情報提供、計画策定に向けての協議等を行うとともに、三重県版の子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援事業支援計画*策定の準備を開始します。
- ・ 不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費助成について実情をふまえながら、引き続き実施してまいります。また、晩婚化、晩産化により不妊だけでなく不育症に悩む女性が増えており、三重県不妊専門相談センターの相談状況を検証し、県民ニーズに的確に応えられるよう相談体制の充実に取り組むほか、国に対して不育症や特定不妊治療の検査や治療の保険診療適用化の実施などによる患者の経済負担の軽減とともに、特定不妊治療支援事業の制度改正や見直しを行う際には十分な猶予期間を設けることについて提言します。
- ・ ひとり親家庭情報交換会の開催を拡大します。また、ひとり親家庭の子どもたちが十分な教育を受けられるよう、子どもに対する学習支援に取り組みます。
- ・ 子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、市町が実施する子ども医療費助成事業に対して、引き続き支援します。
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備にあたっては、工事に着手し、計画的に整備を進めるとともに、医療・福祉・教育の連携が不可欠であることから、引き続き関係者間の連携の強化・課題の共有を図ります。
- ・ 発達障がい児への早期支援を図るため、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーや子育て支援ストレスマネージャーなどの人材育成を行い、市町が設置する発達総合支援室の整備を促進します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317】

- ・ 子どもを持ちたいと希望する人が安心して産み育てられる地域づくりを進めるため、保育士確保、待機児童解消に向けた取組及び放課後児童対策を支援します。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定に関する市町の取組を支援します。
- ・ 不妊や不育症に悩む方々のために、相談体制の充実や特定不妊治療助成事業を実施します。
- ・ ひとり親家庭の子どもに対する学習支援に取り組み、学習意欲や進学率の向上を図ってまいります。
- ・ 県全体の子どもの発達支援体制の強化のため、関係機関による連絡協議会等を開催し、課題の洗い出し、解決に向けた検討を行うとともに、「こども心身発達医療センター（仮称）」の工事に着手します。